

# 官報號外

明治三十一年六月五日

日曜日

內閣官報局

一

○第十二回 帝國議會衆議院議事速記錄第十三號

明治三十一年六月四日(土曜日)午後一時九分開議

議事日程 第十二號 明治三十一年六月四日

午後一時開議

第一 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出)

第二 民法施行法案(政府提出)

第三 人事訴訟手續法案(政府提出)

第四 非訟事件手續法案(政府提出)

第五 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

第六 明治三十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

第七 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ

第八 (第四號)明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

第九 明治二十九年法律第六號償金特別會計

法中改正法律案(政府提出)

第十 債金特別會計資金一時繰替支辨ニ關スル法律案(政府提出)

第十一 鐵道公債、事業公債及北海道鐵道

第十二 岡山縣下郡廢置法律案(政府提出)

第十三 明治三十一年勅令第二十一號(付承諾ヲ求ムル件)

第十四 競賣法案(政府提出)

第十五 印紙稅法案(政府提出)

第十六 法律案(政府提出)

第十七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第十八 罷災救助基金法案(政府提出)

第十九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十 航海獎勵法中改正法律案(政府提出)

第二十一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十二 登錄稅法中改正法律案(政府提出)

第二十三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十四 輔君外七名提出

第一 議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス  
第一讀會ノ續(委員長)  
第一讀會ノ續(委員長)  
第一讀會ノ續(委員長)  
第一讀會ノ續(委員長)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス  
貴族院ハ本院ノ送附ニ係ル政府提出一圓銀貨幣引換ニ關スル法律案政府發行紙幣通用廢止ニ關スル法律案特別輸出港輸出物品指定ニ關スル法律案及本院提出水害地方地租特別處分法案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

四國高等學校設置建議案

提出者

林 高橋 松 齋 喬

堺 家虎

造君

高須賀

糴君

坂東勘五郎

吉

宮井 茂九郎 君

重岡 薫五郎

吉

片岡 健吉

君

堀

大久保弁太郎

君

林

有

君

土居平左衛門 君

西山 志澄

君

石田 真二君

川眞田市太郎

君

橋本久太郎

君

野間 豊五郎

君

高津 武雅 君

中野 雄君

營君

高根

市太郎

君

島惟

君

正君

君

鈴木 捷 兵衛君

岸富永

造君

前川 藤兵

君

竹村 大三輪

君

兵衛君

君

君

皆川 四郎 君

渡邊又三郎

君

西川 重古

君

岡田富永

君

君

君

君

佐藤 小林 朝君

岸小三郎

君

川重直

君

威文温

君

君

君

君

第二十一名 牛馬疫豫防ノ爲メ郡獸醫設置ニ關スル建議案(中村彌六提出)

第二十二名 國有土地森林原野官民有區別處分法案(深山聰輔君外八提出)

第二十三名 明治三十年法律第五十號中追加法律案(深山聰輔君外九提出)

第二十四名 第二十八名 第二十九名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第一讀會

第二十五名 第二十六名 第二十七名 第二十八名

第二十九名 第三十名

第一讀會

第一讀會



○讀長(片岡健吉君) 何ノコトデゴザイマス  
○江原素六君(百五十四番) 昨日配付ニナリマシタ三十一年度歲入歲出總豫算追加案ニ附キマシテ報告ヲ致シタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 伊勢神宮ノ御造營費ニ附イテヤスカ  
○江原素六君(百五十四番) サウデス

○議長(片岡健吉君) ソレナラ宣シウゴザイマス  
〔江原素六君演壇ニ登ル〕

○江原素六君(百五十四番) 諸君、昨日政府ヨリ配付ニナリマシタ第四號ノ總豫算追加案デゴザイマス、是ハ伊勢御大廟ノ臨時御造營費デゴザイマシテ、昨日豫算委員會ニ於キマシテハ、滿場一致慎デ御贊同ヲ表スルコトニ相成リマシテゴザイマス、就キマシテハ、本會ニ於キマシテモ、唯今議事日程ノ變更ヲ致シテ、直チニ決議アランコトヲ希望スルノデゴザイマス

〔賛成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 豫算委員長ノ報告ノ通り、議事日程ヲ變更シテ 伊勢神宮ノ御造營費ヲ議スルト云フコトニ御異議ハゴザリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス

○議長(片岡健吉君) ソレハ既ニ決議ニナリマシタ、先キニ少數ヲ以テ否決セラレマシタ

○恵松隆慶君(百九番) 議事日程ハ變更ニナリマシタ  
○議長(片岡健吉君) 日程ハ變更セラレマシタ

(第四號)明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案  
○恵松隆慶君(百九番) 金額其他ノコトヲ報告セラレタイ、議案ヲ持タナイ人モアリマセウカラ、詳細御報告ヲセラレタイ

○議長(片岡健吉君) 百五十四番  
〔江原素六君演壇ニ登ル〕

○江原素六君(百五十四番) 諸君、先頃決議ニナリマシタノハ、暫時ノ間ノ假御殿ノデゴザイマスルが、此度ノハ全ク臨時御造營費デゴザイマシテ、其金額ハ十万六千四百九十四圓デゴザイマス、而シテ三箇年ノ繼續費トシテ、乙號ニ其割が出テ居ルノデゴザイマス、詳シク申シマセヌデモ、宜ウゴザイマセウト思ヒマスカラ、ソレダケデドウゾ御承諾ヲ願ヒマス

○恵松隆慶君(百九番) 即決ヲ希望致シマス  
〔江原素六君演壇ニ登ル〕

○江原素六君(百五十四番) 唯今ノ議事日程ノ變更ニナリマシタノハ、此第一ノ衆議院議員選舉法ノ政府案ニアリマスガ、政府ノ同意ヲ求メナイデモ宜イノデアリマスカ

○議長(片岡健吉君) ドチラモ政府案ニアリマスカラ、議事日程ヲ變更スルセウト思ヒマスカラ、ソレダケデドウゾ御承諾ヲ願ヒマス

○恵松隆慶君(百九番) 唯今ノ議事日程ノ變更ニナリマシタノハ、此第一ノ衆議院議員選舉法ノ政府案ニアリマスガ、政府ノ同意ヲ求メナイデモ宜イノデアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ委員長ノ報告通決シマス——ソレデハ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

可決シタモノト認メマス、次ニ議事日程ノ第一衆議院議員選舉法改正案ノ第三十六條カラ第六十六條マヂヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第一 衆議院議員選舉法改正法律案(政府提出) 第二讀會ノ續

○議長(片岡健吉君) 修正説デアリマスカ  
○高岡忠鄉君(二百五十七番) 第四十一條ニ附イテ質問ヲ致シタイノデス、併シ現行ノ選舉法ニ依ツテ見マスルト、勅令ヲ以テ定メラル、ト云フコトニナラテ居リマス、特ニ此二十七條ニ勅命ヲ以テ期日ヲ定メルト云フコトニシタノハ、何カ必要ノコトガアルノデゴザイマスカ、而シテ第四十一條ノ末項ニ、府縣知事ハ適宜ニ其投票ノ期日ヲ定メト云フコトニナラテ居リマスガ、此期日ヲ定ムルト云フコトハ、日本一體一日ニ勅令ヲ以テ定ムルト云フコトニ今日ノ選舉法ガナラテ居リマスルガ、此投票期日ヲ二重ニセラル、ト云フコトハナイコト、信ジマス、然ルニ此四十一條ニ依ツテ見マスルト、府縣知事ハ島嶼ノ地ニ限ツテハ、適宜ニ投票ノ期日ヲ定ムルコトが出來ルト云フコトニナラテ居リマス、若シ此始ニ二十七條ニ勅命ニ依ツテ期日ヲ定ムルト云フコトガ規定シテアルノニ、府縣知事が勅命ヲ尙本翻ヘシテ適宜ニ定ムルト云フコトハ、甚ダ不都合ト思ヒマスルガ、政府委員ニ於キマシテハ、二十七條ノ勅命ヲ以テ定ムルト云フコトニ規定セラレタノハ、何カ意味ガアルコトデゴザイマスカ、尙ホ日本一體一日ニ行ハナケレバナラヌ投票期日ヲ適宜ニ二重ニ定メルト云フコトハドウ云フ譯デアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 梅謙次郎君  
〔政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(梅謙次郎君) 御答致シマス、二十七條ニ勅命ヲ以テ總選舉ノ期日ヲ定ムト致シマシタノハ、現行法ノ如ク、此日ヲ法律デ極メテ置キマスルト云フト、如何ナル差支ガアラテモ、是非其日ニ選舉ヲ行ハナクテハナラヌト云フコトニ相成リマスル、議會ガ何時モ四年ト極シタ時期ヲ繼續致スモノデアリマスルト、或ハソレデモ宜イカ知レマセヌガ、是マデノ経験ニ依リマスルト云フト、必シモ四年間繼續スルトモ限ツテ居リマセヌカラ、適當ナル時期ニ於テ、選舉ヲ行ハナクテハナラヌト云フコトニ相成リマスル、尤モ解散ノトキバカリノコトデアレバ、現行法ニ於テモ特別ノ規定ガアルカラ宣ウゴザイマスガ、解散後ニ於ケル四年ノ期日ヲ經過シタ議員ト云フモノニ附イテハ、ドウモ現行法ノ如クデハ差支ヘルト云フコトハ、是マデ既ニ人ノ認メテ居ルコトデアラウト信ジマスル、ソレデ此勅命ヲ以テ總選舉ノコトヲ定メト云フコトニシタノデアリマス、ソレカラ四十一條ハ是ハ實際此様ニシテ置キマセヌト云フト甚ダ不便デアリマス、如何ニモ選舉ヲ全國同一期日ニ行フト云フノハ、本則デアリマスケレドモ、四十一條ノ場合ノ如キハ、若シ其日ニ選舉ヲ行フト云フコトニ至リマスルト、其結果が大變後ニナラテカル知レルコトニ相成リマスルノデ、頗ル不便ヲ感シマスル、別シテ今度ハ此島嶼ガ必シモ獨立ノ選舉區ニハナラヌノデ、ソレ故ニ斯ノ如キ規定ガアリマセヌト云フト、實際甚ダ不便アルコトガ多カラウト云フノデ斯様ナル規定ヲ設ケタノデアリマス

- 高岡忠郷君(二百五十七番) 本員ガ政府委員ニ質問シタ要ヲ未だ政府委員ガ解セラレヌヤウデアリマスガ、本員ノ問フ所ハ、現行法ニ勅令ヲ以テ定ムト云フコトニナツテ居リマス、シテ解散後ニ附イテハ、特別ノ規定ガアリマスガ、此法ニシマスルト、一層重キヲ致シマシテ、憲法カラ參ツタコトデアリマセウガ、勅命ヲ以テ定ムルコトニナツテ居ル、斯様ニ致シマスルト、勅令ヲ以テ命セラレマシタ期日ヲ動カスコトハ、無論出來ナイコトデアル、而シテ勅令ヲ勅命ト變ヘラレタノハ、如何デアルカト云フコトヲ御問スルノアル

○政府委員(梅謙次郎君) ソレハ勅令ト申シマスルハ多クハデス、一般ニ遵奉スペキ規則ヲ極メルモノデアリマス、今日ハ此選舉期日ノ如キハ、是ハ唯其時限ノ命令ニアリマスカラ、勅令ヲ以テスルヨリハ、勅命ヲ以テスル方ガ穩當デアラウト云フ位ナコトデアリマシテ、深ク意味ハナイノデゴザリマス

○高岡忠郷君(二百五十七番) 左様致シマスルト、勅命ヲ以テ既ニ命令ヲセラレマシタモノヲ、府縣知事ガ適宜ニスルヲ勅命ニ悖クテ期日ヲ定ムルト云フノハ、ドウ云フコトデゴザリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) ソレハ勅令ニ悖ルノデハナイノデス、此法律ガ確定致シマスルト、法律ノ結果デ、其二十七條ニ依クテ發セラル、所ノ勅命ノ意味ハ、四十一條ノ場合ヲ除イタモノト見マスカラ、決シテ府縣知事ガ其勅命ヲ變更スルノデハナイノデス

○高岡忠郷君(二百五十七番) 私ハ四十一條ニ付イテ修正意見ヲ提出致シマス

○議長(片岡健吉君) 修正説デゴザリマスカ

○高岡忠郷君(二百五十七番) 左様デス

○議長(片岡健吉君) チヨット、其前ニ御注意申シテ置キマスガ、衆議院規則ノ百十八條ニモ此修正説ヲ出ストキニハ、必ズ案ヲ具ヘテ出セト云フコトガアリマスルカラ、諸君ガ修正案ヲ御出シニナリマスルトキハ、必ズ案ヲ具ヘテ議長ノ手許マデ御出シヲ願ヒマス

○高岡忠郷君(二百五十七番) 議事ノ進行上茲ニ至シテ修正ノ必要ヲ感ジマガ採ラレナケレバソレマデ、アリマス

○議長(片岡健吉君) 案ヲ具ヘテ出スコトハ出來マセヌカ

○議長(片岡健吉君) 修正説ガアリマスレバ、案ヲ具ヘテ御出シヲ願ヒマスガ、纏カノコトデス

○議長(片岡健吉君) 案ヲ具ヘテ直グ出スト云フ譯ニハ行キマセヌガ、纏カノコトデス

○議長(片岡健吉君) 案ヲ具ヘテ出スコトハ出來マセヌカ

○議長(片岡健吉君) 別ニ成規ノ贊成モナシニ、サウ無暗ニ修正ヲ出シテ時間ヲ費サシテハ困ル

○高岡忠郷君(二百五十七番) 是ガ延期ニナレバ宜シ

○小室重弘君(百八十八番) 議案ヲ具ヘテ出スト云フノガ正則ナラバ、サウシナケレバイケナイ

○高岡忠郷君(二百五十七番) は

○高岡忠郷君(二百五十七番) 然ラバ第三十六條ヨリ唯今ハ十六マデ一節トナフテ居リマスガ、此中委員ノ修正ヲ加ヘマシタ條項ハ、四十六條五十五條、六十三條ノヤウニ考ヘテ居リマスガ、是ハ前ノ修正ニナツテ來マシタ結果デ、數字其他ノ修正ニ止マルノデゴザリマスカラ、全部委員ノ説ヲ贊成致シマス、ドウカ直チニ決ヲ採ラレシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 他ニ修正ノ説ガアリマセヌカラ、委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正説ニ附イテハ、御異議ゴザリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員ノ修正ノ通決シマス、第八

○高岡忠郷君(二百五十七番) 大體私ノ此修正ヲ是非シナケレバナラヌト感シマスル要點ハ、一體此選舉ノ期日ト云フモノガ、既ニ定メラレマシテ、期日ヲ御發シニナツタカラバ、決シテ島地ト雖モ其期日ヲ二様ニスペカラザルモノデアルト信ジマス、若シ是ヲ甲ノ地ハ何日ニスル乙ノ地ハ何日ニスルト云フコトニナリマスルト、其間ニハ非常ナ弊ガ起ルノデゴザリマス、故ニ若シ四十一條ノ如キ取除法ガ必要デアルトシマスレバ、開函ノ時日ヲ差繰ルコトニシマシテ、其投票ノ期日ハ飽クマデモ、天下一般同一ノ日ニシナケレバ弊害ガ起ルト云フ感デゴザイマス、ソレテ文章ハ府縣知事ハ適宜ニ投票開函ノ期日ヲ定メ云云」ト、斯ウ續ケマシテ、詰リ投票ヲ開函スル日ハ已ムヲ得ズ、違シテモ宜カラウト思フノデアリマスガ、縦令島地ト雖モ先ヅ是ガ手近ク譬デ申シマスルト、新潟縣ノ佐渡デゴザイマス、戸數ガ十二万モアル、其十二万戸數ガアルモノニ附キマシテ、隨分投票モ澤山アリマスカラシテ、此島ノ向背ニ依クテハ、或ハ一方ニ勝敗ヲ歸セシムルト云フ場合モゴザリマス、サウ致シマスルト、其期日ガ前以テ二様ニナツテ居ルト、此投票場所ニ依クテ、豫メ勝敗ヲ決スルヤウナ弊害ガ生ズルト、非常ナ害ヲ生ジマス、然レドモ、ガアルナル大キナル島嶼ト云フモノハ是非制ヲ別ニシナケレバナラヌデス、近ク佐渡ニ喻ヘテ見マスルト、諸君モ定テ御聽キデモゴザリマセウガ、一週間モ或ハ一月モ交通ヲ絶コトガアリマス、左様ナ處ヲ、是非同一ニ致シマスルト、色ニナ弊害ガ起ルト云フコトハ、申上ゲズトモ御諒知ノコト、信ジマス、左様シマスルト、是等ノモノハ、是非別ニシナケレバナラヌノデゴザリマスケレドモ、是ハ他ニ修正案モ出テゴザリマスカ、唯此天下一般是非一日ニ定メナケレバナラヌ投票ヲ二様ニ定メマスコトハ、甚ダ不都合ト感シマスカラ、或ハ文章ノ字句ガ穩ナラヌト申シマシテモ「其意思ハ貫徹スルヤウニシタイト云フ所カラ、此修正説ヲ提出致シマシタ、宜シク御贊成アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) アリマセヌ

○恆松隆慶君(百九番) 然ラバ第三十六條ヨリ唯今ハ十六マデ一節トナフテ居リマスガ、此中委員ノ修正ヲ加ヘマシタ條項ハ、四十六條五十五條、六十三條ノヤウニ考ヘテ居リマスガ、是ハ前ノ修正ニナツテ來マシタ結果デ、數字其他ノ修正ニ止マルノデゴザリマスカラ、全部委員ノ説ヲ贊成致シマス、ドウカ直チニ決ヲ採ラレシコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 他ニ修正ノ説ガアリマセヌカラ、委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正説ニ附イテハ、御異議ゴザリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員ノ修正ノ通決シマス、第八



ニ、私ハ此原案ノ復活ヲ希望スルノデゴザリマス  
〔贊成ケタト呼フ者アリ〕

○中村克昌君(二百八十六番) 議長

○議長(片岡健吉君) 中村君、何デス

○中村克昌君(二百八十六番) チヨヲ質問ガシタイデス、簡短ニ……

○議長(片岡健吉君) 発言ナサイ

○中村克昌君(二百八十六番) 唯今ノ說ハ分リマシタガ、第二項第三項第四項ヲ存シテ置キマスト、ソレデハ甚ダ不都合ニハナリマスマイカ、原案第二項第三項第四項ト云フモノハ、即チ順次繰上ゲルト云フ方ニナラテ居ルガ、

○前川楨造君(二百番) ハイ、存シテ置キマス、即チ前項ノ得票者五分ノ一ヲ

得タル者當選人ト爲ラザル者ノ中ニ就キ、得票者ヲ當選人ト定ム

○中村克昌君(二百八十六番) サウ云フ意味ニヘ了解シナイ

○前川楨造君(二百番) 試リ政府ノ原案ノ其通ニナラテ居ルノア

○中山平八郎君(七十三番) 私ハ委員ノ說ニ贊成ヲ致シマス者ノデゴザイマスルガ、今グラク議員ノ說ヲ承リマスト、單記ト連記トシテ、連記ヲ甚ダ嫌フト云フ說ノミデアル、私ノ意見ニシマスト、進歩黨デアラウガ、自由黨デアラウガ、一括シテ其黨派ノ大多數ヲ得テ絶對的ニ政府ノ提灯持ヲスルカ、絶對的ニ政府ニ反對スルカト云フコトガ、即チ立憲政體ニ現レルデアル(何ノ議論デアル)ト呼フ者アリ)故ニ吾々ハ、「無用々々」ト呼フ者アリ)故ニ吾輩ハ、謹デ委員ノ修正ニ贊成スルノミデアル、グラク連中ヲ廢シマセタ說ハ駄スルノデナイ

○中村克昌君(二百八十六番) 私ハ先刻ノ修正說即チ白石君ノ述ベラレマシ

○議長(片岡健吉君) 今白石君ノ修正說ヲ採決致シマス

○中村克昌君(二百八十六番) 一言述べテ置キマセヌト、何分白石君ノ說ハ曖昧デ、念ノタメ一言述ベナケレバ、此議場デ分ラスト思ヒマスカラ、一言述ベテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 登壇

○中村克昌君(二百八十六番) 私ハ先キニ修正說ヲ述ベラレマシタ百二番ノ

即チ白石君ノ說ニ贊成致ス者ニアリマス、黙シテ居リマシタガ、唯今藤川君ノ說が出マシタカラ、一言念ノタメ申シテ置キ

デ、或ハ御聽取リモ如何カト存ジマスルカラ、一言念ノタメ申シテ置キマス、唯今前川君ハ、原案ノ儘ニ二項三項四項ヲ存シテ置イテ、ソレデ比較多

數ニハナライ、即チ次點ヲ補充スルト云フコトニハナラナイト仰クシヤル

ヤウデアリマスガ、是ガ大變間違フテ居ルト思ヒマス、既ニ第三項ニ於キマ

シテ、諸君ノ御手許ニゴザイマスル通、議案ヲ御覽ナサレバ分リマスガ、第三項ニ「第一項ノ得票者ナキ爲選舉スヘキ議員ノ員數ヲ得サルニ依リ更ニ選舉

ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ但書ニ拘ラス有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選

人トス」トアル、但書ニ拘ラズト云ヘバ、即チ五分ノ一以上ト云フコトハ、捨テ、仕舞ヲテ居ル、但書ニ拘ラズ、有效投票ノ多數ヲ以テトアリマスカ

ラ、即チ當選者ヲ以テ補充スルト云フヤウニ、本員ハ心得テ居ルノデス、ソ

レ故ニ本員ハ一言申述べルノデアリマス、ソレ故ニ私ハ先刻白石君ノ說ニ、私ニ贊成致シマスルカラ、修正者本人カラ述ベマシタケレドモ、尙ホ聊カ補テ置キマス、尤モ此第一項ニ二項ニ三項ノ如キモノヲ存シテ置キマスト、差支ガ生ズルノデ、先刻白石君ノ述ベラレマレタ政黨ト達ヒ、或ハ進歩黨トシテ自由黨トナラテ、ドウト云フコトガアリマシタガ、是ハ本員ハ敢テ答メナイ積リデアル、唯甚ダ差支ヲ生ズルト云フノハ、地方ニ依リマスルト、黨派ガ極テ偏ラテ居ル地方ガアル、現ニ諸君ノ御承知ノ通、熊本縣或ハ鹿兒島縣ノ如キハ、一黨一派ニ偏ラテ居リマス、カラ地方ノ狀況ヲ承リマスニ、熊本アタリハ既ニ是マデノ選舉ノ例ヲ見マシテモ、判然致シテ居ル、殊ニ連記法ニ定リマシタ以上ハ、其地方ニ於テ斯ウデアラウト思ヒマス、甚ダ選舉バカリ度ニ致シテ、一人位ノ補缺ノタメニ、又選舉スルハ煩ハシイト云フ御說ガアリマスガ、ドウモ立憲政體ハ手數ノ掛ル政治デアリマスルカラ、是ハ其位ノ手數ハ勘辨シナケレバナラズト思ヒマス、ソレ故ニ是非有志が定員ヲ定メテ候補者ヲ争フト云フ場合ニ、此候補者ヲ定メテ打ツテ出マスレバ、是ニ反對スル候補者ハ殆ドナイン、ソレ故ニ次點者ト云フモノハ恐ラクナイ位デアル、ダカラ當選スル者ハ、極テ大多數、數万票數千票ヲ當選スルケレドモ、之ニ反シテ次點者ト云フ者ハ、五十票トカ三十票ニナラテ來ル、ソレデモ當選者ガ當選ヲ辭スルカ、若クハ死亡スル場合ニ於テハ、其少數ノ投票ヲ得タル所ノ人ヲ以テ當選人トシナケレバナリマセヌカラ、斯ノ如ク少數ナル得票者ヲ以テ當選人トスルト云フコトハ、是ハ固ヨリ一地方ノ代表者ト看做スコトハ出來ナイノミナラズ、選舉權ヲ擴張スルト云フ趣意ニモ甚ダ反シテ來ルノデアル、又斯ウ云フ場合ガ隨分日本ノ中ニハ——縣ニ於テハ隨分アル、獨リ熊本鹿兒島ノミナラズデアリマス、ソレ故ニ是非斯ク改正シナケレバナラズ、修正シナケレバナラズト私ハ考ヘマスルカラ、即チ白石君ノ說ヲ贊成スル者ニアリマスガ、是ニ反對スル御論ハ、或ハ最モ有力ナル議論ハ、其選舉權ヲ擴張スルト云フ趣意ニ附キマシテ、立憲政體ノ趣意ニ附イテ考ヘテ見マシテモ、是非トモ多數ノ人ニ満足ヲ與ヘルト云フノガ、元ト希望ヲスル所ニアリマスカラ、是非斯ウ云フ風ノ修正ヲ致シマス、即チ白石君ノ動議が最モ適當ナルモノニアリ、殊ニ原案ハ單記法デ出来テ居リマスケレドモ、既ニ昨日此議會ハ連記法ト決定致シマシタ以上ハ、殊更ニ六十七條ノ如キハ改正シナケレバナラズ、最モ必要ナリト吾々ハ考ヘマスカラ、此說ヲ贊成致シマス、何卒諸君ノ御贊成ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 修正說ニ附イテ採決致シマス、白石義郎君ノ修正說ニ正シナケレバナラズ、最モ必要ナリト吾々ハ考ヘマスカラ、此說ヲ贊成致シテ、諸君ノ御手許ニゴザイマスル通、議案ヲ御覽ナサレバ分リマスガ、第三項ニ「第一項ノ得票者ナキ爲選舉スヘキ議員ノ員數ヲ得サルニ依リ更ニ選舉ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ但書ニ拘ラス有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス」トアル、但書ニ拘ラズト云ヘバ、即チ五分ノ一以上ト云フコトハ、捨テ、仕舞ヲテ居ル、但書ニ拘ラズ、有效投票ノ多數ヲ以テトアリマスカ

ラ、即チ當選者ヲ以テ補充スルト云フヤウニ、本員ハ心得テ居ルノデス、ソ

第六十七條 有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

本條ニ依リ當選人ヲ定ムニ當リ得點同數ナル者ハ年齡ニ依リ年齡同シ

テ、或ハ御聽取リモ如何カト存ジマスルカラ、之ヲ先キニ採決致シマシテ、次ニ委員ノ修正說ニ附イテ採決致シマス、白石義郎君ノ修正說ヲ朗讀致サセマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、次ニ委員ノ修正說ニ附イテ採決致シ

起立者少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、次ニ委員ノ修正說ニ附イテ採決致シ

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員ノ修正説ニ決シマス、次ニ六十

八條ヨリ七十一条ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案ノ通決シマス

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 七十二条ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 中村克昌君

○議長(片岡健吉君) 七百八十六番) 既ニ唯今ノ説ガ成立チマセヌ以上ハ、是ハ取

消シマス

○議長(片岡健吉君) 白石義郎君

○白石義郎君(百二番) 七十二條ハ止メマス、併シニ十六條ハ取消シマセヌ

カラ、御断リシテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、七十三條カラ七

十五條マデヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 「原案ノ通異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、七十六條ヲ議題

ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、白石義郎君

(白石義郎君演壇ニ登ル)

○白石義郎君(百二番) 七十六條ノ修正説デスガ、要領ハ第二項ヲ削ルト云

フ、唯今私ハ六十七條ノ何ヲ出シマシタ所ガ、全體私ノ修正説ハ名論デアツタ

ガ、新顔ナリ話ガ行居カナイカラ、否決サレテ惜イコトダト云フ、江原君杯ノ

御話デゴザイマシタガ、皆様新顔トカ話ガ行居カナイ位デナク、能ク御考ヲ

願ヒタク、七十六條ノ第二項ハ、一箇年以内ニ議員ノ缺員アルトキハ、六

十七條以下ノ手續ヲスル、即チ一箇年以内ニ議員ガ辭職シタナラバ、矢張改

選ヲシナイデ、前ノ一年前ノ選舉ノトキノ次點者ヲ以テ之ニ充テル、隨分不

都合極マル規則ト私ハ考ヘル、先ツ其理由ハ、前ノ理由ト同ジデゴザイマスカ

ラ、前ニ申述ベタ理由ハ繰返シマセメ、更ニ之ヲ削除シナケレバナラナイ理由

ト云フモノハ、即チ私ガ例ヘバ、爰ニ議員ニナツテ居レバ、若シ私ヲ罷メサ

セレバ、直チニ議員ニナルト云フコトニ、反對黨ノ次點者ガサウナツテ居ル、

一年間ハ——隨分不都合デゴザイマス、若シ惡ルイ方ニ之ヲ邪推致シマスレ

バ、左様ナ人ハ三百議員中ニゴザイマスマイケレドモ、次點者カラ千兩ナリ

二千兩ナリ金ヲ取シテ讓テヤリタケレバ、直グ讓テヤラレルノデ、マサカ讓ッ

テヤルコトハアリマスマイガ、或バ他カラ見マスレバ、左様ニ穢ナク推測サ

レルト云フ憂ガアル、加之ナラズ隨分競爭ノ激シイ土地ニハ、候補者其人ニ

對シテ壯士杯ガ隨分彼ノ議員ヲ威カストカ、或ハドウスルトカシテ止メサセ

サヘスレバ、自分が熱心ニ戴ク所ノ候補者、即チ次點者ガ代ツテ出ラレルト

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、此第二項ノ採決ハ

白石君ハ削除説デアリマスカラ、第二項ハ委員ノ修正説ニ附イテ採決ヲ致シ

マス、委員ノ修正説ニ同意ノ諸君、起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 起立者  
〔少數タ々又ハ「多數タ々」ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 今ノ採決ハ取消シマシテ、御注意ノタメニ申シテ置キ  
マス、委員ノ修正ハ前ノ修正ノ結果デ、第五項ヲ第三項ト修正シナケレバナ  
ラヌ譯ニナツテ居ルカラ、更ニ採決ヲ致シマス委員ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起  
立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 起立者  
多數  
〔少數タ々又ハ「多數タ々」ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員ノ修正説ニ決シマス、七十七條  
ヨリ八十二条ヲ議題ニ供シマス

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、此八十條ノ裁  
判費用ト云フモノハ、ドウ云フモノヲ指シタノデアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) チヨツト聽ヘ兼ネマシタ

○木村格之輔君(二百二十五番) 八十條ノ裁判費用ト云フモノハ、ドウ云フ  
モノヲ指シマスカ

(政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 此裁判費用ト申シマスルモノハ、普通ノ民事訴訟

法ハ矢張裁判ノ費用ト認メテ居ルモノデアリマス、別ニ意味ハ違ヒマセヌ

○木村格之輔君(二百二十五番) マダ分リマセヌ、サウスルト是ハ何デスカ、  
勝訴者ニ仕拂フベキ費用ヲ指シタンデアリマスカ、又ハ其他ノ費用ヲ指シタ  
ノデアリマスカ

○政府委員(梅謙次郎君) 即チ其ノ敗訴者ガ負擔スベキ費用ナンデ、普通ノ

訴訟ニ於キ敗訴者ノ負擔スベキモノト同ジヤウニ、此場合ニ於テモ……

○木村格之輔君(二百二十五番) 分リマシタ、本員ハ削除説ガアリマス

(木村格之輔君演壇ニ登ル)

○木村格之輔君(二百二十五番) 甚ダ諸君ニ煩ハシイト云フ御感覺ヲ受クル

カ知レマセヌガ、必要ナコトデアリマスカラ、チヨツト申述ベマシテ、諸君

ノ御賛同ヲ受ケマス、第七十九條第八十條ヲ削除スルト云フ動議ヲ提出致シ

マス、デ、第七十九條ニ附イテ申シマスルト、當選ノ無效ヲ主張スル人ガ、

五百圓ノ金ヲ保證トシテ積マスケレバ、權利ノ實行ガ出來ナイト云フ箇條デ

ゴザリマス、又八十條ニ依リマスルト、裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ敗訴者

が裁判費用ヲ償ハナイ時分ニハ、裁判所ハ之ヲ保證金ノ中ヲ以テ償フト云  
規定ニナシテ居リマシテ、是ハ甚ダ宜シクナイト思ヒマス、諸君、本案ニ附  
キマシテハ、被選舉人ニ附イテハ無制限ト云フコトヲ御認メニナシテ居リマ  
スルノニ、何ノ必要ガアツテ敗訴者トスルニハ、五百圓ノ金ヲ積マヌケレバ、

ハ、甚ダ不法ナ法律デアルト、本員ハ信ジマス、又其五百圓ヲ積マヌケレバ、  
裁判所ハ此權利ノ回復ニ對シテ裁判ヲスルコトガ出來ナイカト申シマスレ  
バ、裁判所ニハ、矢張相當ノ費用ガゴザリマスカラ、此金ヲ積マヌデモ裁判

ヲシナケレバナラナイト云フ、義務ガゴザリマス、即チ憲法ノ命ズル所デア  
ル、然ルニ他ノ訴訟ニハ、斯ウ云フコトガナニモ拘ラズ、最モ人權ヲ重ズ  
ベキ訴訟ノ回復ニ附イテ、此金ヲ積マヌケレバ、權利ノ實行ガ出來ナイト云  
フコトハ、甚ダ其意ヲ得ナイコトデアルト信ズルノデアリマス、又其五百圓

ハ何等ノ必要ガアツテ保證トシテ積マレルカト云フト、要スルニ第八十條ノ  
裁判言渡ノ日ヨリ七日以内ニ敗訴者ガ其費用ヲ償却シナカタラ、此金ヲ以  
テ充當スルト云フニ過ギナインデアルケレドモ、敗訴者ガ金ヲ償フト償ハザ  
ルトノコトハ、勝訴者ガ即チ債權ノ實行ヲスルト否トニアルモノデアリマス  
カラ、債權者認メナインニ裁判所ガ進デ其金ヲ償ハセルト云フノハ甚ダ穩カ  
ナラザルコトデアルト思ヒマス、故ニ人ノ權利ノ實行ニ對シテ、此ノ如キ制限

ヲ置イテ、苦痛ヲ感ゼシメルト云フコトハ、詰リ權利ノ回復ヲ杜絶スルノ意  
ニ過ギナイ、今日民權ノ發達ノ場合ニ於テ、斯ノ如キ保證ヲ設ケルト云フコ  
トハ、甚ダ其意ヲ得スト思ヒマスカラ、此七十九條八十條ハ削除セラレント  
ニ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス

○議長(片岡健吉君) 贊成ト呼フ者アリ

(藤澤幾之輔君演壇ニ登ル)

○藤澤幾之輔君(百七十七番) 修正動議ヲ提出致シマス、八十條デス、是ハ  
極ク簡単デス、唯文字ヲ一々入替ヘルダケデス、而シテ此動議ニハ、是非御  
贊成ヲ願ハヌケレバナラヌノデス、「原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判言渡ノ日ヨ  
リ七日以内ニ裁判費用ヲ完納セサルトキハ、保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサ  
ルトキハ之ヲ追徴スヘシ」トアリマスガ、訴訟費用ヲ敗訴者ガ仕拂フトキ  
ハ、何時デアルカト云フト、裁判確定ノ後デアルノデス、是ダケデ御分リデ  
アラウト思ヒマス、然ルニ此法條ニ依ツテ見マスルト、裁判言渡ノ日トアリ  
マスカラ、裁判ガ確定致シマスルニハ、三十日ヲ要スル確定前ニ、原告ガ訴  
訟費用ヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトノ解釋ガ來ルノハ當然デアル、併ナ  
ガラ、此裁判言渡ト云フ日ハ、大審院ニ上告ヲシテ、サウシテ、其大審院ノ  
判決ノ日ヲ云フノデアル、斯ウ云フコトニ解釋致シマスレバ、格別ナル不都  
合ハアリマセヌケレドモ、ソレハ附會ノ解釋デス、上告ノ判決ト云フコトニ  
ナレバ、ソレユエ法文ノ正シキヲ得ルガクメニ「裁判言渡ノ日」トアルノヲ、  
「裁判確定ノ日ヨリ」ト云フコトニ修正致シマス、私ノハ先キニ定規ノ贊成  
ヲ得テ提出シタ動議デアリマセヌカラ、茲ニ於テ是非御贊成ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 藤澤幾之輔君ノ修正説ハ、定規ノ贊成ガアルト認メマ  
ス

ス、採決致シマス、木村格之輔君ノ削除説ニハ定規ノ贊成ガアリマセヌ、藤澤  
幾之輔君ノ修正案ニハ贊成ガアリマスガ、ソレハ八十條デアリマスカラ、  
先づ八十條ヲ除キ、七十七條ヨリ八十二條マデニ附イテ採決ヲ致シマス、之  
ニ對シテ御異議ハアリマスマイカニ對シテ御異議ハアリマスマイカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案通決シマス、次ニ八十條ハ藤澤  
幾之輔君ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、尙ホ念ノタメニ修正説ヲ讀マセマ  
ス

ス

(廣瀬書記官朗讀)

第八十條 原告人敗訴ノ場合ニ於テ裁判確定ノ日ヨリ七日以内ニ裁判費用  
ヲ完納セサルトキハ保證金ヲ以テ之ニ充當シ仍足ラサルトキハ之ヲ追徴  
スヘシ

○議長(片岡健吉君) 藤澤幾之輔君ノ修正説ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマ  
ス

起立者

多數

(市島謙吉君演壇ニ登ル)

○市島謙吉君(二百九番) 私ハ八十四條ノ第一號ノ中「選舉ニ關シ直接又ハ間  
接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若クハ公私ノ職務ヲ選舉人」トゴザリマス、ソ  
レニ引換ヘテ「又ハ選舉運動者」ト云フ此七字ヲ削除シタイト云フ考デゴザ  
リマス、其趣意ハ多言スルマデモゴザリマセヌ、又選舉カ經驗アル人ハ、御承  
知デゴザリマセウガ、此選舉運動者ト云フモノニハ、如何ニ公平ナル選舉ヲ致  
シマスル場合ニ當ダテモ、例ヘバ賄賂ヲ使フトカ、何トカ云フコトガナク、一切  
清潔ニハゴザイマシテモ、幾許カノ車馬賃ヲ給與スルガ如キコトハ到底免レ  
ヌコトデアル、然ラザレバ殆ド選舉ト云フモノガ出來ナイト云フガ、今日ノ實  
際デアル、然ルニ若シ選舉人ノ金錢物品手形ヲ與ヘルコトガ出來ナイト云フ  
ヲ以テ、選舉ヲ助クル者ニマデ、例ヘバ名刺ヲ配ツテ歩ルク者、若クハ正當  
ノ道ヲ以テ勸誘シテ歩ルク者、ソレ等ヲ指シテ選舉運動者ト申スノデアリマ  
セウガ、ソレ等ニ向ツテモ、至當ナ費用ヲ與ヘルモノヲモ目シテ、之ニ金錢ヲ  
與ヘタモノト云フ解釋ヲ附ケマシタナラバ、幾ド選舉ト云フモノハ、實地ニ  
行レナイト思フ、故ニ私ハ斯ノ如キコトヲ此處ニ附ケテ置キマスト云フハ、  
適以テ兩方カラシテ、種々ナル紛擾ヲ招ク基ニナルデアラウト思フ、諸君  
モ御經驗ノアル通、選舉當日ニ近寄リマスル日ニナルト、最モ運動ノ激  
シイトキデアルガ、其時ニ至ツテ片方ガ力ガアルト云ツテ、其運動者ヲ失ハ  
シガタメニ、告訴ヲシテ拘留ヲスル、サウスルト又其復讐ニ一方ノ者ヲ拘留  
スルト云フヤウニ、ヤカマシイ事件が起シテ、大變ナ騒が起シテ來ル、是ハ  
一向差支ナイトシテモ、今日ノ如ク動モスレバ、諸君ノ運動ニ政府ガ手ヲ入  
レテ、或ハ自分ノ味方ノ方ニ多少最員ヲスルト云フ場合ニ至リマシタナラ  
バ、ドウデゴザイマセウ、兩方デ以テ告發ヲ仕合フ、拘留ヲ仕合フト云フコ  
トハ、五分々々デアルカラ宣シイガ、多少ヲコニ矢張政府ガ手心ヲスルト云  
フ場合ニナリマス、甚ダ是ニ對シテ不公平ノ處置ガ行レルノデ、斯様ナ

簡條ハ表向キ法文ノ上カラ見マスト立派デアリマス、如何ニモ弊ヲ防グニ足

ルヤウニハ見エマスケレドモ、今日ノ如ク、動モスルト、干涉ヲセントス

ルヤウナ事情ノ殘ツナ居ル政府ニ向クテ、斯ノ如キ簡條ヲ存シタナラバ、政

府ニ向クテ干涉ヲ容レル餘地ヲ與ヘルト云フ結果ヲ生ズルノデアツテ、法文

ハ立派デアルケレドモ、實際ノ結果ヲ考ヘテ見マシタラバ、唯紛擾ヲ來スマ

デニ止マリマシテ、ソレハ五分五分デアルトシテモ、罪ノナイ者ヲ鈎カテ拘

留ニ處スルト云フヤウニナリマスト、極テ紛雜ヲ來スト云フノ有様ニナラウ

ト思フ、況ヤ選舉ノ先キニ申シマシタ通、運動者ニ金錢ヲ與フルト云フ如キ

コトハ、誰ガ考ヘテ見テモ、事實已ムヲ得ヌデス、唯其程度ニ於テ或ハ多ク

與ヘル、若クハ少シ與ヘルト云フダケノ區別ガアルノミテ、從ツテ多ク與ヘ

タノハ、幾許多ク與ヘタカラ不當デアルト云フコトヲ能ク判別スルコトガ出

來ルカト云ヒマスルト、恐ラク出來ヌコトニ歸著スルデゴザイマセウ、故ニ斯

ノ如キ簡條ハ、表ハ立派デアルケレドモ、其實際ハトモ行レヌコトニ歸著

スルデアウト思フ、行ハレヌノミナラズ、斯ノ如キ案ヲ實際ニ行フト云フニ

當ツテハ、政府ガ極テ公明正大デアツテ、ドノ黨派ニ向クテモ、少シモ依怙最

負ヲセヌト云フ場合ニ至ツテ、初テ立派ニ行ヘルノデ、今日若クハ今日ヨリ數

年以後ノ日本ノ社會ニ於キマシテ、斯ノ如キコトハ立派ニ過ギルト、私ハ思

ヒマスルノデ、實地ノ論ヲ持出シテ此七字ヲ削除スルノ說ヲ提出シマス

○(堀家虎造君)此八十四條ノ一項ノ但書ニ「選舉當日後二十日以内ニ自首

シタル者ハ其罪ヲ論セス」ト云フコトニナツテ居ル、成ル程自首スルト云フコ

トニハ、減刑ト云フコトハアリマスガ、罪ヲ論ゼズト云フコトハ、二十日以

内ニ自首スレバ構ハヌト云フ裏カラ考ヘテ、解釋スルコトガ出來マスガ、八

十四條ノ第一項ハ非常ニ弊害ガアルヤウニ思ハレルノデスガ、之ヲ原案ニ入

レマシタ趣旨ハ、ドウ云フ意味デ、此但書ヲ加ヘタノデアリマスカ

(政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君)是ハ其實際ノ經驗カラ來タノデアリマスガ、現行

法デモ、是ト稍々違フテハ居リマスケレドモ、大體ニ於テハ、賄賂若クハ之ニ

類似シタコトガ禁シテアルノデ、ケレドモ、雙方ヲ罰スルコトニナツテ居リマ

スモノデスカラ、實際證據ガ上ツテ來ナイノデ、斯様ニ致シテ置キマスレバ、

證據ガ舉ツテ參リマスカラ、此簡條ガ實際ニ於テ行ハル、コトニナリマスケ

レドモ、從來ノ儘デハ證據ガ舉ツテ參リマセヌカラ、實際ノ法律ノ文面ハ如

何ニ立派デモ、實際ニ當ツテ役ニ立タスト云フノデ、ソレ故ニ斯様ナ規定ヲ

設ケタノデアリマス

○議長(片岡健吉君)市島君ノ修正説ガアリマシタガ、定規ノ贊成ガナイト

認メマス、八十二條ニ附イテハ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ原案ノ通ニ決シマス、八十四條ハ第

三項ノ仕舞ノ方ニ委員ノ修正ガアリマスガ、是ニ附イテ決ヲ採リマス

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ原案ノ通ニ決シマス、八十五條ヨリ九

リ八十六條マヂヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、八十七條ヨリ九

十七條マヂヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

(持田直君演壇ニ登ル)

○持田直君(二百八十二番)私ハ此八十七條ト八十八條八十九條九十五條九

十六條、是ダケニ修正ヲ致シタリ、削除ヲ致シタリ、簡條ガゴザイマス、案ヲ讀

ミマスデゴザイマス、修正案ハ八十七條ノ第三項、ソレカラ八十八條ノ全部、

八十九條ノ全部、九十五條是モ全部、九十六條ノ第二項ノ中ニ「第八十八條

第八十九條」是ダケノ十字ヲ皆削ツテ仕舞ヒマス、斯ノ如ク修正ヲ致シマス

ルノハ、如何ニモ大袈裟ナ修正ノヤウデゴザイマス、チヨイト見マスル

ト…併シナガラ、是ハ斯ク致シテ一向差支ガナイ、差支ガナインミナラ

ズ、斯ウ云フモノヲ活シテ置ク必要ガナイ、元ト選舉ニ關係ヲ致シマスコト

聯スル法律デ誠ニ以テ、益ガナク、害ガアルト云フ法律デアル、何故斯ク申

デ、是ハ後ニアル彼ノ緊急勅令テゴザイマシタ、二十一號ノ緊急勅令、明治

三十一年ノ一一之ニ對シテ私ハ不承諾ヲ與ヘヤウト考ヘマスガ、是ト丁度關

ズ、斯ウ云フモノヲ活シテ置ク必要ガナイ、元ト選舉ニ關係ヲ致シマスコト

シマスカト云フト、法律ト云フヤツハ、表向キバカリ大層立派デサッキドナタ

カ、市島君カラカ御質問モアリ修正説モ出タヤウデアリマシタガ、收賄トカ

賄賂行使トカ云フ側ノヤツハ、見ツカリハシナイ、法律デハ立派ニ書イテア

ルケレドモ、一ツモ效用ヲ爲スト云フコトハナイケレドモ、一方ノ側ノハ、

誠ニ眼ニ見エルモノデ、意思合同シテ居ルノデ、一方ノ賄賂ヲ行使スル云

フ側ハ、合意カラ成立ツテ居ル、即チ賄賂ヲ使フ者、賄賂ヲ受取ル者ノ間ニ、

意思ガ合致シテ居ルカラ、捕マラナイ、片ノ一方ノ脅迫トカ、何トカ云フ

側ノヤツハ、合意カラ成ツテ居ラナイ、片一方ガ反對ナノダカラ、忽チ分ツ

テ仕舞フ、サウスルト此法律アルガタメニ、非常ニ不公平ノコトガ出來テ來

ル、先キニモドナタカ申シマシタ如ク、政府ガ選舉ニ干涉スル、或ル時ニハ

干涉シタコトモゴザリマスル、又今日以後モ干涉スルカモ知レナイ、サウ云

フ時分ニ至ツテモ是ガアルト、大變ニ困ル、一方ノ者ハ、唯棒ヲ一ツ持ツテ

居ル者ガアルト、足ガ痛イト云ツテ杖ニ棒ヲツイテ居ツタヤウデモ、突然捕ヘ

テ牢屋ニ打込ンデ仕舞フ、又片方カラ警察ヘ訴ヘルト、神デナインカラ、サウ

フ時分ニ至ツテモ是ガアルト、大變ニ困ル、一方ノ者ハ、唯棒ヲ一ツ持ツテ

居ル者ガアルト、足ガ痛イト云ツテ杖ニ棒ヲツイテ居ツタヤウデモ、突然捕ヘ

テ牢屋ニ打込ンデ仕舞フ、又片方カラ警察ヘ訴ヘルト、神デナインカラ、サウ

フ法律ハ惡ルイ法律ト云フコトヲ認メテゴザイマセウガ、何ガタメニア、云

フ法律ガ惡ルイカト云フト、詰リ、警察官ト云フモノニ認定權ヲ與ヘテアレ

バ、顏附キガオカシイカラ、國事犯デモ起シサウナヤツダト云ツテ、三里以外

ニ放逐スルト云フコトデ、現ニ今日吾ニガ、最モ信用シ戴イテ置ク當院ノ議長

ハ、彼ノ保安條例ト云フモノニ出ツ食ハサレテ、逐出サレタコトモアル、斯ウ

タト云フ御話モアリマシタガ、是ハ何モ内務大臣ノ說ヲ駁ス譯デハゴザイマ

一  
二  
三

○工藤行幹君(二百六十八番) 私ハ九十條ニ附イテ出シテ置キマシタガ、マダ行カヌト思ツテ居リマシタカラ……  
○議長(片岡健吉君) ソレデハ唯今採決ヲスルト云フコトハ取消シマス——

○議長岸岡健吉君) 定規ノ賛成がナイト認メマス、採決ヲ致シマスガ、今議題ニ供シタル中デ、九十六條ノ第二項ニ委員會ニ於テ文字ノ修正ガアリマスカラ、是カラ採決ヲ致シマス、九十六條ノ委員會ノ修正說ニ御異議ハアリマセヌカ

テモ、又如何ニ丈夫ノ人間ガ出來マシタ所ガ、第一サウ云フヤウナ場合ニ至ツテハ、一向何ノ效モナイ、特ニ日本國ガ對外硬トカ、或ハ外國ト均勢ヲ保ツ、又ハ強イ國ヨリ一層強クナルト云フ考ヲ持フテ居ル、吾モ固ヨリサウシタイガ、今日ノ有様デ、此選舉ノ法ヲ助長シテ行クト云フコトニナルト、立憲政體ノ完全モ行レヌ、所ガ場合ニ依ツテハ、日本國ヲ維持スルコトガ危イニ至ルカモ知レヌガ、ソレハ唯外國ニ對シテ危イバカリデハナイ、日本國民ノ氣象ト云フ大和魂ト云フモノヲバ、最モ鞏固ニシナケレバナラスト云フ方法ヲ執ラナケレバナラスト思フ、之ヲ改メマスルニハ、選舉法ノ唯今期讀致シマシタ事柄ヲ刪除スルガ、最モ必要ノコト、思ヒマスカラ、希ハタハ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○工藤行幹君(二百六十八番) 諸君、私ハ此九十八條ヲマルデ削除シタイト  
思フノデゴザイマス、ソレハ何故カトナレバ、諸君モ御覽ノ通、此九十條ト  
云フモノハ、多衆集合シ、或ハ隊伍ヲ組ンデ往來スルコトガ出來ナイ、又ハ  
煙火篝火ヲ焚クコトガ出來ナイ、又ハ鐘法螺喇叭ノ類ヲ鳴ラスコトガ出來ナ  
イ、職ヲ立テルコトガ出來ナイ、斯ウ云フコトデゴザイマスカラ、是等ノコ  
トハ、何モ人ニ害ヲ加ヘルコトデハナシ、又賄賂杯ノコトモナイノデゴザイ  
マス、却フテ選舉杯ト云フモノハ、少シ賑カナ方ガ宜イノデアリマス、ソレデ  
此職ヲ立テルコトモ出來ナイ、隊伍ヲ組ンデ歩ルクコトモ出來ナイト云フノ  
ハ、餘り第竊ニ過ギハシナイカト思フノデアリマス、隊伍ヲ組ンデ歩ルイテ  
モ、人ハ防害ヲ與ヘナイノデアル、私ガ思フニハ、凡テ斯ウ云フ多數ノ人ガ  
寄ツテ選舉トカ何トカ云フコトヲヤルニハ、幾分カノ茲ニ形容ト云フモノガ  
ナクテハナラヌ、故ニ此賄賂トカ、何トカ云フヤウナコトハ、堅ク防グト云  
フコトハ、吾ミノ極ク希望スル所デアリマスガ、此度ノ法律デハ、其方ハ極ク  
嚴シク防イダモノデスカラシテ、却ツテ職ヲモ立テ、歩ルクト云フコトハ、  
何モ別ニ是ニ制裁ヲ加ヘナクテモ宜イ、殊ニ又政府ニ於テ——政府ノ原案ニ  
於テモ之ヲ爲スコトヲ絶對的ニ止メタノデハナイノデゴザイマスト云フノ  
ハ、是等ノ所爲ヲ爲シ、警察官吏ノ制止ヲ肯カナイトキハト、斯ウ云フノデ  
アリマス、サウスレバ職ヲ立テタノガ、全ク罰ニ觸レルト云フ譯アハナイ、或  
ハ職ヲ立テ隊伍ヲ組ンデ歩ルイテモ、警察官ガ止メサヘシナケレバ宜イノデ  
アル、止メテ肯カナケレバ罰ニナル、斯ウ云フコトニナル、然ルニ諸君ノ御  
トハ、是マデノ實驗上往々アルコトデアル、此警察官トテモ皆善イヤツバカ

リデナイン、巡回マダアルノデスカラ、或ハ惡意ニ出デナクテモ、斯ウ云フコトハ立派ニ自分ノ務立ヲスルタメニ極ク些々タル職ヲ立て、モ、隊ヲ組ンデ歩ルイテモ止メル者モアルダラウ、惡意ハナクテモ、自分ノ考デ……ソレニ一方ニハ又是式ノコトナレバ、敢テ制スルニ及バナイト云シテ、打ヤツテ置タ者モアリマセウ、然ルニ其一方ノ警察官ガ酷ニシテ止メル、ソレヲ肯カナイ者ハ罰ヲ受ケル、他ノ一方ハ警察官ガ打ヤツテ置クト云フト、何モ罰ガナイト云フコトニナル、前ノ簡條ノ如ク、警察官ガ認メナイ、分ラナイデ、罰ヲ免レタ云フコトナラバ、是ハ仕方ガナイケレドモ、是等ノ如キハサウヂヤナク、見テモ、一方デハ打ヤツテ置ク、一方デハ咎メル、咎メヲ受ケタトキハ、ソレヲ肯カナケレバ罰ヲ受ケルト云フコトハ、餘り嚴酷ニ過ギルヤウニ思ヒマス、故ニ私ハ此選舉ニ附イテノ罰則ト云フモノハ、成ルタケ賄賂或ハ人ヲ脅迫スルト云フコトハ、嚴重ニ止メルガ宜イケレドモ、其他形容ヲ附ケル、煙火ヲ揚ゲルト云フ位ノコトハ、隨分アルコトデ、今日ハ我方ノ景況ガ宜イト云フテ、御祝トシテ煙火ヲ揚ゲルコトガアルカモ知レナイ、是等ノコトヲ悉ク止メナクチヤナラスト云フ道理モナシ、且ツ警察官ノ人トナリニ依テハ、餘程幸不幸ノアルノミナラズ、之がダメニ幾分カ選舉ノ結果ニ影響ヲ及サウト思ヒマスカラ、此九十條ハマルデ削除シタ方ガ宜カラウト思ヒマス、ドウカ御贊成ヲ願ヒタインデアリマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ削除説ニハ定規ノ贊成ガナイト認メマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) ドウモマダ定規ノ二十名ノ贊成ガナイト認メマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ修正説ハ定規ノ贊成ガアルト認メマスカラ、先づ九十條カラ採決ヲ致シマス、工藤君ハ九十條ヲ削除スル説デアリマスカラ、原案ニ附イテ採決ヲ致シマス、原案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、原案ニ決シマス、次ニ九十六條ニハ、委員ノ修正ガアリマスカラ、ソレニ附イテ採決致シマス

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス、次ニ九十八條ト九十九條ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、第百條ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ省略シマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス、是等ヲ視ルニ他ハ原案ニ御異議ガナケレバ原案ノ通決シマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ノ通決シマス、次ニ九十八條ト九十九條ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

〔委員ノ修正ニ賛成〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 此百條ハ委員ノ説ハ削除ニナツテ居リマスカラ、原案

ニ附イテ決ヲ採リマス、原案ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數デアリマス、次ニ百一條ニ移リマス——宮崎榮治君

(恵松隆慶君演壇ニ登ル)

○議長(片岡健吉君) 少數デアリマス、次ニ百一條ニ移リマス——宮崎榮治君

○恵松隆慶君(百九番) 此百一條ノ第二項ニ已ムヲ得ズ修正ヲ求メマスル提出者ノ私ガ一人デゴザイマスルデ、聊カ此所ニ出マシテ、理由ヲ述ベヤウト思ヒマス、其前ニ少シ訂正ヲセネバナラヌヨトガゴザイマス、委員會決議ニ對スルトスウゴザイマスガ「委員會決議」ト云フ五文字ヲ刪除致シマス、サウシテ此修正ハ別ニ朗讀ヲ致サズトモ、前以テ議長ノ御手許ニ差出シテ置キマシタデ、諸君ニ皆御回ッテ居ルト思ヒマス、(「回ッテ居ルガ讀ンデ下サイ」ト呼フ者アリ)ソレデハ讀ミマス

○議長(片岡健吉君) 第百一條第二項ヲ左ノ通修正ス

別ニ選舉區トナシタル島嶼ニ在テハ此ノ法律ヲ規定シタル開票管理者及選舉長ノ職務ハ其ノ地ノ島司又ハ郡長之ヲ掌ルヘン

詰リ原案ニ島司トアル所ヘ、郡長ト云フヤウナ數文字ヲ入レタ位ナモノデ、極ク簡單ナ事柄デゴザイマス、併シ字句ハ極ク簡單ナ文字ガ這入ッテ居リマスガ、事實上ニ於キマシテハ、已ムヲ得ザル場合ガアツテ修正ヲ求メマシテ、交通ハ一方ナラヌ不便ヲ來シテ居ルノデゴザイマス、此困難ナルヲ顧ミズシテ、同一ノ管理ノ下ニ置イタコトナラバ、其有效開票ヲ待シト云フコトハ、一層ノ困難ト思フノデゴザリマス、今度ノ法律案ニハ、市ハ選舉區ハ思フノデゴザリマス、抑、島嶼ナルモノハ、内地ト人情風俗ヲ異ニ致シスルノデゴザイマス、堵テ此委員會ノ報告ニ依フテ見マスト、島嶼ハ一府縣内ニ通ジマシテ、郡町村ノ中ニ組入ラレテアルノデゴザイマス、若シ此修正ガ通過シタコトナラバ、島嶼ニ對シマシテハ、實ニ適セナイコトデアルト吾ハ思フノデゴザリマス、又其人口モ十六万以上モアルノデゴザイマス、他ノ島マセヌケレドモ、何分國家全體ノ上ヨリ、又内地ト異リマシタ所ノ不便ヨリ、且ツ市ノ選舉區ヲ異ニシテ居ル所ノ比較ノ點ヨリ、是等ヲ視、是等ヲ視ルニ實ニ忍ゼナイ故デゴザイマスル、テ、斯ク修正ヲ求メテ、諸君ノ御贊成ヲ是非此項ニ附イテハ仰ギタインデゴザリマス、私ハ決シテ島嶼ノ出身ノ者デゴザイマセヌケレドモ、何分國家全體ノ上ヨリ、又内地ト異リマシタ所ノ不便ヨリ、テ居ルノデアリマス、又其人口モ十六万以上モアルノデゴザイマス、他ノ島ハ即チ島嶼ヲ代表スル所ノ別ノ選舉區ヲ爲シタコトニセンケレバナラヌノデアル、其一例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、大島ノ如キハ、内地トハ二百八哩モ隔ツテ居ルノデアリマス、又其人口モ十六万以上モアルノデゴザイマス、他ノ島ノ分ハ一々申サイデモ、多少ハゴザイマセウナレドモ、先づ通ジテ島嶼ニハ一人ヅツヲ出シタイト云フノデゴザリマス、此修正ノ提出者中ニハ、島嶼カラ出ラレタ人モアルノデゴザリマス、私ハ決シテ島嶼ノ出身ノ者デゴザイマセヌケレドモ、何分國家全體ノ上ヨリ、又内地ト異リマシタ所ノ不便ヨリ、且ツ市ノ選舉區ヲ異ニシテ居ル所ノ比較ノ點ヨリ、是等ヲ視、是等ヲ視ルニ實ニ忍ゼナイ故デゴザイマスル、テ、斯ク修正ヲ求メテ、諸君ノ御贊成ヲ是非此項ニ附イテハ仰ギタインデゴザリマス、簡單ニ述べ諸君ノ御贊成ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 賛成ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 志波三九郎君

(志波三九郎君演壇ニ登ル)

○志波三九郎君(二百二十八番) 諸君私ハ委員ノ意見ヲ採ル者デゴザイマス、此委員ノ意見ニ對シマシテハ、政府案竝ニ宮崎君外諸君ノ御出シナツタ修正案修正案、此兩案デアリマスガ、第一政府案ト委員ノ意見ト異ナリマス

フ案デゴザイマスケレドモ、委員ノ意見ハ八万以上ノ人口アル處ニ、選舉區ヲ設ケルト、斯ウ云  
ヲ設ケル、斯ウ云フコトニ修正致シマシタ、是ガ委員ノ意見ト政府ノ意見ト  
異ナル所ノモノハ、何レニ在ルカト申シマスレバ、是ハ市ノ人口ハ幾許デア  
ルカト云ツタナラバ、郡ニ對スル所ノ此十万以上ニ對スル所ノモノハ、甚ダ  
少ナクナルケレドモ、郡ニ在ル所ノ町ヲ合シテ見ルナラバ、餘程多クナルカ  
ラ、先づ其分子モ含メテ之モ見ナケレバナラヌ、且ツ又郡ト市ト比較シテ  
見ルナラバ、富ノ程度ト智識ノ程度ハ概シテ之ヲ言ツタナラバ、郡ヨリモ市  
ノ程度ハ高イデアラウカラ、是等ヲ參酌シテ、市ハ悉ク與ヘルト云フコトニ  
シタノデゴザイマス、ソレニ對シテハ、委員ハ左様ニ違ツタル程度ハアルマ  
イ、ソコデ八万以上ノ人口ヲ有スル所ノ市ハ、十万ニ對シテソレ程度ハ先づ  
富ノ程度ナリ、若クハ智識ノ程度ナリ、或ハ商工ノ意見ヲ全カラシメルト云  
フタメニハ、ソレ位ノコトハ讓ツテ宜カラウト云フコトデ、委員會ハ之ニ決  
シタノデゴザイマス、抑々此事柄ト申シマス者ハ、凡テ別表ニ依テ論ズベキ  
コトデハゴザイマセウケレドモ、其別表ニ依ツテ、此條項ハ定マルモノデゴザ  
イマスカラ、相關聯シテ私ハ之ヲ論ゼザルヲ得ヌト思フ、ソコデ自然ニ別表  
ニ是ハ關係スルコトデゴザイマスガ、又私ノ考ヲ以テ見マスルナラバ、宮崎  
君ノ修正案程不道理ニシテ不公平ナル案ハアルマイト思ヒマス、此修正案ニ  
賛成ノ御方ハ古ク名ノ知レタル諸君モ連ツテゴザルヤウデゴザイマスケレド  
ナラバ、此理由書ニモアリマス通、陸地ト隔絶シ、大イニ其狀況ヲ異ニスルト  
モ、或ハ此案ガ如何ナル實況ヲ奏スルカト云フコトハ、御承知ナイカモ知レマ  
セヌデゴザイマスカラ、一ト通私ハ述べル積リデゴザイマス、此案ニ掲ゲテア  
リマスル所ノ島ミハ、如何ナル處ガ一體特別ナモノニナルカト言ツテ見マスル  
所モ、少シモ變ツタコトハゴザイマセヌ、唯ソレダケノ理由デゴザリマス、此修正案ニ  
果シテ然リト致シマシタナラバ、ドウデゴザイマセウカ、此各島嶼ニハ選舉  
長タル者ガ、ソレダケニ融通ヲ與ヘテ選舉會ヲ——選舉會デハナイ、投票若  
クハ開票ヲ爲サシムルノ餘地デ明ケタナラバ、少シモソレ等ノ差支ハナイコ  
所モ、少シモ變ツタコトハゴザイマセヌ、唯ソレダケノ理由デゴザリマス、此修正案ニ  
トデアラウト思ロマス、又島嶼デアルカラ人情ガ異ナツテ居ル、情況ガ異ナツ  
テ居ルト云フコトハ、何タル事デゴザイマセウカ、若シモ之ヲ市ニ比較致シ  
マシタナラバ、市ト郡トノ狀勢ノ異ナルモノト、島嶼ノ各郡ト狀勢ノ異ナル  
モノトヲ比較致シマシタナラバ、諸君ハ一考ヲ煩ハサズシテ明カナコトデア  
ラウト思ヒマス、市ノ如キハ、即チ商工ヲ代表シテ出ス所ノ市デアリナガ  
ラ、其人口ハ八万以上デナケレバ、一區ヲ爲スコトハ出來ヌト云フコトハ、  
此修正者諸君ガ贊同サレテアル所ノ意見デアリマセウ、然ルニ此島ニ至ツテ  
ハ、三万以上ニ一人ヲ舉ゲルト云フ法案ニナツテ居リマス、或ハ又八万ト云  
フ市モゴザイマセウケレドモ、若シ其少數ナル所カラ以テ見マスルナラバ、市ヨリモウ少シ下  
ゲテ、此選舉區ヲ設クト云フコトガ當然デアラウト思ヒマスルニ、之ニ反  
シテ島嶼ノミニ斯様ニ少數ノ人ニ權利ヲ與ヘルト云フコトハ、最モ不公平ナ  
コトデゴザイマセウ、加之ナラズ、島嶼ノ人ハ、市ノ如ク富ノ程度ト智識ノ

○議長(片岡健吉君) 市島謙吉君  
程度ガ他ノ郡ニ優シテ居ルモノナラバ、考ヲ煩ハス所ノ情勢ガアルカモ知レ  
ナイ、蓋シ想フニ此島嶼ハ本員ガ考ヘテ見ルナラバ、他ノ各縣ニ比シタナラ  
バ、富ノ程度ト智識ノ程度ハ如何デアリマセウカ、寧ロ落ルコトデハアルマ  
イカト信ジマスル、果シテ然ラバ、諸君ガ今日之ヲ出サル、所ノ其理由ト云フ  
モノハ少シモナイ、何レニアルカチットモ分リマセヌ、依ツテ私ハ茲ニ已ム  
ヲ得ズ、一言ヲ以テ願ハクハ諸君ノ此委員ノ意見ニ賛同セラレシコトヲ求ム  
ル者デゴザイマスガ、又之ニ賛成シテ居ラレル所ノ諸君モ、此點ニ至ツテハ  
一考ヲ煩ハサレンコトヲ望ムノデアリマス

○市島諒吉君(二百九番) 私ハ強テ登壇スルコトヲ好ミマセヌガ、唯今志波君ガ御反対ニ附キマシテ、一言言フコトハ已ムヲ得ヌト考ヘマス、私ハ詰リ恆松君ノ御發議ノ修正ニ贊成スル者デゴザイマス、先刻段々恆松君カラ御説明モゴザイマシタガ、私ハ其漏レマシタ點ヲ、簡単ニ申シテ、此修正ニ附イテ、諸君ノ御贊成ヲ仰ギタイト思フノデ、今度ノ此選舉法ノ仕組ニシマスルト云フト、島ト云フモノハ、到底例ヘバ連記法ニ致シマスルト、島嶼ト云フモノハ事實適當ノ人ヲ舉ゲルコトガ出來ヌト、私ハ信シテ居ルノデゴザイマス、御承知ノ通、從來ノ選舉法ニ依リマスルト、私共ノ縣ニモ佐渡ト云フ一ツ島ガゴザイマスカラ、其實地ヲ知ッテ居リマスルガ、佐渡ト云フ一ツノ島ガ選舉區ニナツテ居リマスカラシテ、從ツテ其佐渡中ノ人ヲ舉ゲルト云フコトガ出來ルト云フコトニナルノデアツテ、是ハ其島嶼ノ人ヲ知ルト云フコトハ事實ムヅカシイコトデハナイノデ、然ルニ此改正法ガ行ハル、曉ニナリマスルト云フト、ドウデアルカト云ヘバ、新潟縣ニ付イテ譬ヘテ見マスレバ、佐渡州ノ人ヲ知ツテ居ル筈ガナイト云フコトハ、現ニ御承知ノ如ク、郡ヲ隔テ、僅カニ十數里先キノ郡ニナルト、同シ其郡内ニ於テモ其人ヲ知ラヌト云フヤビマスルニ當リテハ、佐渡ノ人ガ新潟ノ本州ノ人物ヲ知ラネバナラヌト云フコトニナルノデ、然ルニ實地ドウデアルカト言ヒマスルト、島國ノ人ガ其本ハ新潟縣ノ小附ケニナルノデアル、從ツテ十七人ナリ十八人ナリノ人間ヲ選ピマスルニ當リテハ、佐渡ノ人ガ新潟ノ本州ノ人物ヲ知ラネバナラヌト云フヤウナ實地ニ附イテハ、殆ド知ラヌト言ツテモ宜シイコトデアル、然ルニ今度ノ選舉法ニ依リマシテ、若シ島ヲ從來ノ如ク合スルト云フコトデアルナラガ如何ニシテ其對岸ノ人ヲ知ツテ居リマセウヤ、成ル程評判ノエライ人ノ或ル一二ノ者ハ、知ツテ居ルカモ知レマセヌガ、是ハ宜イトカ是ハ惡イトカ云フヤウナ實地ニ附イテハ、殆ド知ラヌト言ツテモ宜シイコトデアル、然ルニ今度ノ選舉法ニ依リマシテ、若シ島ヲ從來ノ如ク合スルト云フコトデアルナラバ、難キヲ其島ニ望ムト云フコトニナリマスルノデ、極テ是ハ無理ナル仕方デアラウト思フ、況ヤ島ト申シマシタ所デ、大島ノ如キハ十七万モアルト云フヤウニ承ツテ居リマス、又佐渡モ十万以上ノ人口ヲ持ツテ居ルト云フコトニデアル、決シテ斯ノ如キ多クノ人口ヲ持ツテ居ルモノガ、何カ別種ノ人間ノ如ク、殆ド獸物ノ棲ンデ居ル所ノ如ク解釋シテ、之ヲ別段ニスルト云フ理由ガドコニゴザイマセウ、既ニ市モ一ツニ別ツト云フ必要ガアルト云フコトニ理由ガゴザイマスレバ、天然ノ形勢ニ於テ、是ガ隔絶シテ居ル、萬端ニ附イテ不便ガアル、其上ニ人物ヲ知ル知ラヌト云フコトニ附イテモ、大イナル利害ノ關係ガアルト致シマスルト云フト、私ハ恆松君ノ御發議サレルガ如ク、此三ツノ島ヲ別段ニ別ツト云フコトハ、地理上ニ致シマシテモ、其選舉權

ヲ保護スルト云フ上カラ致シマシテモ、誠ニ適當ノ修正ト考ヘル、故ニ是ニ向クテ賛成ヲ表シマス

(政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 唯今ノ修正説ニ對シテ、政府ノ意見ヲチヨット申上ダマス、政府案ニハ此島司ヲ置イテアル島ダケハ事情ガ異ナルト認メマシテ、特別ノ選舉區ト致シマシタガ、委員説デハソレハ採用ニナリマセヌデアリマシタ、テ、今度ノ修正ノ意見ハ、稍々政府ノ意見ト類似シテ居リマスルカラ、強テ反對スルト云フ譯デハアリマセヌガ、其權衡ノ如何デアラウカト云フコトガアリマスルカラ、ソレヲ申上げテ置キマス、唯今別表ノ議事デハアリマセヌケレドモ、是ハ牽聯シテ居リマスカラ、併テ意見ヲ申上げマス、デ、先ヅ其島ガ果シテ此所ニ列舉シテアルダケガ宜カラウカ、一體此島司ヲ置イテアル處モ、島司ヲ置イテナイ處モ、共ニ島ヲ斯様ニ別選舉區ト致シマスル以上ハ、尙ホ他ニ是ト類似ノ事情ノモノガアリハシナイカ、例ヘバ壹岐ノ如キハ、成ル程對島ホドニ九州ノ本島カラ遠ザカツテハ居リマセヌケレドモ、併シ是モ大分隔ツテ居ル、或ハ又鹿兒島縣ノ種子島屋久島ノ如キモノモ、是ハ餘程九州ノ本島カラ隔ツテ居ルノデ、其人口ヲ見マスルト云フト、壹岐ハ三万五千八百五十八人デ、對島ヨリハ人口ガ多イノテアリマス、ソレカラ又鹿兒島縣ノ種子島ニ、屋久島ヲ併セマスルト云  
略：對島ト同ジデアル、此等ハ如何ノモノニアラウカ、或ハ權衡上別選舉區ニセラレナクテハナルマイカト思ヒマス、尙ホ他ノ島ニ於テ人口ヲ多く持テ居ルモノハ數多アリマス、淡路島ヲ始メト致シテ、天草或ハ此香川縣ノ小豆島ト云フヤウナモノガアリマスガ、是ハ定メシ此陸カラ餘り遠ザカツテ居ラナイカラ、ソレデ別選舉區ニシナインデアラウカト思ヒマス、多分其理由ト思ヒマスガ、併シ其外ニモサウ云フ島ハアルノデ、尙ホ申上げマスルト、此人口ガ對島隱岐ノ如キハ、僅ニ三万餘デ、ソレデ一人ノ議員ヲ出スト云フノハ、市ヲ八万以上デナケラネバ、一人ノ議員ヲ出サムト云フコトニ委員デ修正セラレマシタノトハ、或ハ權衡ヲ失シハシナイトカト思ヒマス、ソレカラ此鹿兒島縣ノ大島ノ如キハ、是ハ其十五万二千百二十四人ト云フ人口デ、是人デアリマスカラ、是ハ九人デナクチヤナルマイカ、是等ハ權衡ノ論デアルナラナクチヤアナリマスマイカ、サウシテ其他八十人トアルノハ、之ハ却ッテ九人デナクチヤナルマイカ、何故カト云ヘバ、九十二万六千八百八十九人デアリマスカラ、是ハ九人デナクチヤナルマイカ、是等ハ權衡ノ論デアルケレドモ、再ビ茲ニ出テ御邪魔ヲシナイタメニ序ニ申上げテ置キマス、島根縣モ隱岐ノ外其他ト云フ處ガ六人トアリマスケレドモ、是モ六十七万三千七百四十五人デアリマスカラ、是ハ七八人デナクチヤア權衡ヲ得マスマイカト思ヒマスカラ、此等ハ細目デアリマス、大體ニ於テハ、不同意ト云フ程デモアリマセヌケレドモ、是等ノ權衡ヲ保ツヤウニ改メラレマセヌト如何デアラウカト思ヒマス

別表ニ至シテ色と御説ガアラウト思ヒマス

(政府委員(梅謙次郎君) 別表ガ修正セラル、ト云フコトデアレバ、敢テ反對ハナインデアリマス

○議長(片岡健吉君) モウ採決致シマス、第一百一條ノ第二項ニ恆松隆慶君ノ修正説が出テ居リマスガ、是ニハ定規ノ贊成ガアリマスカラ、ソレト委員ノ修正トニ附イテ採決致シマス、先キニ恆松隆慶君ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、尙ホ念ノタメ恆松君ノ修正ヲ朗讀致サセマス

(廣瀬書記官朗讀)

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、委員ノ修正説ニ決シマシタ、百二條カラ百六條アドヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス――委員ノ修正ニ御異議ガナケレバ委員ノ修正通決シマス

(「贊成々々」ト呼ヒ又「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナイト認メマスカラ、原案ニ決シマス、是カラ別表ノ議事ニ移リマスガ、高岡忠鄉君カラ先決問題ガ出テ居リマス、先ヅ高岡忠鄉君ニ登壇ヲサセマス

(高岡忠鄉君演壇ニ登ル)

○高岡忠鄉君(二百五十七番) 先決問題ト云ヒマスルノハ、或ハ穩アナイト云フ、又御説が出ルカモ知レマセヌケレドモ、是ハ私ノ意恩ヲ一ツ表明致シマシテ、諸君ノ御贊否ヲ請ヒマスガ、此別表ニ附キマシテ、何縣ノ議員ガ幾人デアル、ドウデアルト云フコトノ人員ヲソコヘ示シマシテ論ズルト云フコトハ、少シ本員ハ穩デナイト考ヘマスルノデゴザイマス、故ニ此員ノ出デマシタ所ハ、何カラ出マシタト言ヒマスト、矢張一定ノ標準ヲ立テマシテ、此員ヲ算出致シマシタルコトデアリマスカラシテ、私ハ此別表ヲ議シマスニ先ツテ、標準ヲ一々定テ置キマシタナラバ、他ノコトハ即チ此政府委員が標準ニ附イテ此員ヲ定メテ當院ノ經過ヲ得マシタナラバ、ソレデ宜カラウト考ヘマス、故ニ私ハ茲ニ標準ヲ一々定メタイト考ヘマスルノハ、一體私ハ三ツノ望ガゴザイマス、第一ニハ、市ノ標準ヲ更正シタイト云フコト、第二ニ於キマシテハ、此島嶼ニ關スル先キニ廢滅ニ屬シマシタル所ノ五島ヲ別ニシタナ云フコト、其他此北海道ニモ置キタイト云フ希望ガゴザイマシタケレドモ、此島嶼ニ對シマスルコトハ、北海道ヘ對シマスル事柄ハ、既ニ當院ニ否決致サレマシタルコトデゴザイマスカラシテ、此説ニ決定致シマシタナラバ、ソレデ以テ事足ルコトデアルト信ジマスガ、併シ委員諸君ニ於カレマシテハ、此八万人ヲ以テ一人ヲ出スト云フコトニ致シマスル事柄ハ、既ニ當院ニ否決致サレマシタルコトデゴザイマスカラシテ、此説ニ申述ベマセヌ、申述ベマセヌガ、唯茲ニ市ニ對シマスル所ノ一ツ標準ヲ茲ハ申述ベマセヌ、申述ベマセヌガ、唯茲ニ市ニ對シマスル所ノ一ツ標準ヲ茲シテハ、八万人以上ニ至リマス所ニ在シテハ、四捨五入ト云フヤウナモノヲ以テ假令四万デモ一人ヲ出スト云フコトニ定メラレタコトデゴザイマス、是

ヲ以テ見マスルト、十二万人居リマスル、市ガ矢張二人ヲ出スコトヲ得ルト云フ結果ニナリマス、而シテ七万九千人ノ人口ガゴザイマシテモ、一人モ出

スコトガ出來ナイト云フコトニナルノデアリマス、是ハ畢竟八万ニ満タナイ

所ノ市ハ、未だ市トシテ見ルニ足ラナイ、甚ダ區域ガ狹小アルカラ、郡ニ

屬セシメテモ宜カラウト云フ御考デアルカモ知レマセヌガ、私ヲ以テ考ヘマ

スルト、茲ニ郡ニ於キマシテハ、十万ト云フ所ノ標準ヲ定メ、市ニ於テハ八

万ト云フ標準ヲ定メルト云フモノハ、何カト申シマシタラバ、多少ノ此本案

ノ精神タル所ノ商工業者ニ、今日ノ發達等ニ從ヒマシテ、幾分カ是ハ農民ヨ

リモ多クノ權利ヲ得セシメント欲スルガタメニ、此市ハ八万ト云フコトニ特

ニ御定メニナツタルコトデアルト思フ、左様致シマシテ、幾分カ是ハ農民ヨ

於キマシテハ、固ヨリ逕庭ノ置イテアルト云フコトハ、既ニ明カナコトデゴ

ザイマスガ、私ヲ以テ今日我國ノ狀態ヲ察シマスルト、今一層進ミマシテ、市

ト郡ト茲ニ區別ヲ定メルト云フコトニシマシタナラバ、又此我國ノ今日著名

ナル所ノ都市ニ致シマシテ、市ト云フ所ノ特別ノ制度ニ與ルコトガ出來ナイ

ト云フヤウナ處ハ、甚ダ遺憾デアルト考ヘマス、今諸君ノ案ヲ立テマシタル

ガ如クニ致シマスルト、最モ我國ノ著名ナル所ノ長崎、新潟、仙臺、福井、

富山、岡山、和歌山、徳島、福岡、熊本、鹿兒島ト云フヤウナル所ノ縣々ガ皆郡

ニ籠メラレテ仕舞ヒマシテ、市ト云フ所ノ特別ノ制度ニ與ルコトヲ得ナイト

云フコトニナリマス、シテ又今日政府ガ案ヲ立テラレマシタルモノハ、市ト名

ケルモノハ、盡ク一人ヲ出シ、尙ホ五万ニ至リマスト二人ヲ出シ、五万以上ハ

五万ヲ標準トスルト云フ制ヲ立テマシタケレドモ、是ハ餘り過當ニ過ギル、

過當ニ過ギルノミナラズ、弊害ガ起ル所ノ恐ガアラウト信ジマス、何トナレ

バ、今日ノ市制ヲ施カレマス處ハ二万五千ノ人口ヲ以テ、即チ市制ヲ施カレ

テアルノデアリマス、又今日市制ヲ施キマセヌ所ニハ、何程カ二万五千ノ著

名ナル所ノ都市ガ漏レテ居ル、左様ナモノハ、尙ホ又此市制ヲ施カレルコト

ヲ望シテ來ルト云フ場合ニ至リマスルト殆ド底止スル處ガナイト云フコトニ

ナラウト考ヘマス、左様致シマスルト、現今ノ市制ヲ施キマシタ處ノ二万五

千ノ人口ハ、甚ダ多キニ失スルカ知リマセヌ、寧ロ茲ニ八万ト云フモノニ致

シマシテ、ワレデ四万以下ニモ四捨五入シテ加フルト云フコトニ相成リマス

レバ、市ハ八万ノ四捨五入ガ四万デアルカラ、四万以上ノ都府ト云

ハ、盡ク市制ヲ得マシテ、其市ノ代表者ヲ出スコトガ出來ルト云フコトニシ

マシタナラバ、先キニ申述ベマシタ如ク、長崎新潟等ノ如キ著名ナル所ノ都

市ニ於キマシテハ、既ニ今日ノコトニシマスルト、郡トハ狀況ヲ異ニシテ居

リマス、其中ニ居リマスル所ノ商工業者ニ於キマシテモ、既ニ此郡トハ目的

ヲ異ニシテ居リマスカラシテ、之ヲ別チマシテモ、矢張四捨五入スルト云フ

標準ヲ御立テニナリマシタナラバ、始テ公平ヲ得ルコトガ出來ヤウト考ヘマ

スル、既ニ八万以上ノ端數ハ四捨五入ニシテ、八万以下ノ端數ハ顧ミニナイト

云フコトニナリマスト、今申シマシタ如ク、折角市ト郡ト分ケマシタコトノ

目的ヲ達スルコトガ得ナカラウト思ヒマス、私ハ訥辯デ長クハ辯ジマセヌカ

ラ、願ハクハ斯ウ云フコトハ、公平ヲ得タイト云フ考デゴザイマスカラ、御贊

成ヲ願ヒマスル

(賛成タク) 聲起ル

○議長(片岡健吉君) 制規ノ贊成ガアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 少數デアリマス、恵松隆慶君——反對ノ通告ガアリマス  
テ議スルヤ否ヤト云フコトニ附イテ採決致シマス、先決問題トスルニ贊成ノ  
諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○前川楨造君(二百番) 諸君、私ハ今高岡君ガ先決問題トシテ出サレマシタ  
所ノ說ニ近イ說デゴザイマスルガ、今高岡君ノ說ハ、先決問題トシテ議スル  
ト云フコトノ御說デゴザイマシタ故ニ、贊成ヲシナカッタ、先決問題トシテ  
議スペキ性質ノモノデナイト私ハ考ヘマシタ故ニ、贊成ヲシナカッタ所ガ、  
私ノ修正ヲシタイト申レマスルノハ、此委員ノ報告ニ附キマシテ、幾分カ此  
市ヲ特別ノ選舉區トシテ區ヲ増サウト云フ考デアル、ソレハ第一ニ、此長崎縣  
ノ長崎市デ一人、其他八人ト云フコトニ修正ヲシタイ、ソレカラ其次ニ新潟  
縣ノ新潟市ヲ一人、其他十七人、ソレカラ宮城縣ノ仙臺市デ一人、其他八人、  
ソレカラ富山縣ノ富山市デ一人、其他七人、ソレカラ岡山縣ノ岡山市ガ一人、  
其他十人、和歌山縣ノ和歌山市ガ一人、其他六人、徳島縣ノ徳島市ガ一  
人、其他六人、福岡縣ノ福岡市ガ一人、其他十三人、熊本縣ノ熊本市ガ一人、  
其他十人、鹿兒島縣ノ鹿兒島市ガ一人、其他十人、斯ウ云フコトニ修正ヲ致  
シタイト考ヘル、其他東京市ナリ、京都市ナリ、大阪市ナリ、横濱市ナリ、  
神戸市ナリ、名古屋市ト云フ處ハ、此委員ノ修正通アリマス、其他凡テハ  
委員ノ修正通シタイト云フノデアリマス、是ハドウ云フ標準カラ割出シタカ  
ト申シマスルト、人口、市ニ於テ、人口八万ニ附イテ一人ト云フ標準ハ、此  
委員會ノ意見ノ通デアル、所ガ、其八万ト云フコトニ附イテ、八万以下ノモノ  
ヲ、凡テ其他ノ部分ニ含マセテ仕舞フト云フコトハ、頗ル遺憾デアル、ソレ故  
ニ其他ニ含マセルト云フ中ヨリ、特ニ五万以上ノ合人口ヲ有スル市ヲ選ビ出  
シマシテ、五万以上ノ人口アル市ハ、特別ニ一選舉區トスルト云フ、斯ウ云  
フ修正アリマス、ソレデ、此市ト郡トノ代表者ノコトニ附キマシテハ、一  
讀會以來、非常ニ議論ノアフタコトデアツテ、最早爰ニ議論ヲ喋々述べ必  
要ハナイト考ヘル、皆サン御分リノコトデゴザイマスカラ、必要ハゴザイマ  
セヌガ、唯此市ト云フモノガ八万ト云フコト、即チ此四捨五入ト云フ方法ヲ  
以テ、凡テノ人員ヲ割出シタト云フコトニナツテ居ルニモ拘ラズ、唯單ニ此  
市ハ其四捨五入ト云フコトハ、八万以上ニ用ヒルカ、八万以下ニ附イテ用ヒ  
ナカト云フコトガ、ドウモ頗ル不公平ナモノデアラウト考ヘル、ソレ故ニ  
此四捨五入ト云フコトニ致シマスレバ、四万ト云フコトガ正當デゴザイマス  
ルガ、四万ト云フト、又議論ガ澤山出マシテ、色々議論ガ分レテハ困リマス  
カラ、此議論ヲ纏メマスルタメニ、五万以上ニ致シタ譯デゴザイマス、ソレ  
アル、敢テ商工業者ノ代表者ト言ハズ、或ハ農業者ノ代表者ト言ハズ、免ニ

角ト郡トノ事情ノ異ナルト云フコトハ、諸君ノ認メラレルコトデアラウト考トマス、既ニ事情ノ異ナルト云フ事ヲ認メラレタ以上ハ、其異ナツタル所ノ事情ノ下ヨリ、議員ヲ選出シテ其異ツタル所ノ意思ヲ代表セシムルト云フコトハ、至極ノ正當ノ途デアル、又代議政體ノ本旨デアラウト考ヘマス、  
〔簡短々々ト呼フ者アリ〕ソレ故ニサウ云フコトニ致シマシテ、詰リ此事情ノ異ナル所ノ市ヨリ幾分ヲ出スト云フコトデゴザイマスルカラ、此昨日金子農商務大臣ヨリ述ベラレマシタ如ク、商工業者ノ代表者トカ、何トカヲ云フ深イ議論ニ立入りマセヌデモ、尙ホ且五人以上ノ市ハ出スト云フコトノ價值ガアルト思ヒマスカラ、此修正案ヲ提出シタル譯デアリマス、責メテハ此案ダケモ御贊成ヲ願ヒタイト思ヒマス

〔賛成、々々又探決、々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 市島謙吉君  
○市島謙吉君(一百九番) 私ハ登壇ヲ促サレマシタガ、登壇スルノ必要ハナ  
イト思ヒマスカラ、此席カラ一言致シマス、免角修正説デゴザイマスト、諸君ハ御不平ニナルヤウニ考ヘル、先程ノ島嶼ノ利害ニ關スルコトモ、一様ミニ押潰シマシタガ、是モ其運命ニ遇シテハ、此十ノ市ト云フモノハ、又涙ヲ溢ス次第デアル、先刻前川君カラ述ベラレマシタガ、長崎、新潟、仙臺、富山、岡山、和歌山、徳島、福岡、熊本、鹿兒島、此幾ツノ市ト云フモノニ付イテハ、非常ニ利害ノ關係アルコトデゴザリマスカラ、此關係諸縣ノ議員諸君ハ、特ニ御注意ノ上御贊成ヲ願ヒマス

〔採決々々ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君) マダ澤山修正説ノ通告ガアリマス、新井章吾君

○岸小三郎君(一百四十四番) 議長

○議長(片岡健吉君) 何テスカ

○岸小三郎君(二百四十四番) 政府委員ニ質問ガアリマス

○議長(片岡健吉君) ソレデハ新井章吾君ニ發言ヲ許シマシタガ、ソレハ取

消シマス

○岸小三郎君(二百四十四番) 外ノコトデハマリマセヌガ、今八万以上ノ市

ハ、四捨五入ニシテ、四万以下ハ含マナイト云フ、サウスルト市カラ出ル人ハ七八人殖エルト云フコトニナシテ、幾分ガ政府ノ議案ト同ジ目的ヲ達スルコトが出來ルト思ヒマスガ、政府ハ讓合ッテ御同意が出來マスカ

○議長(片岡健吉君) 梅謙次郎君

(政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(梅謙次郎君) 成程修正説ハ委員ノ說ヨリハ、原案ニ近ウゴザイマスケレドモ、ワシナラバ、同意ヲ致スト云フコトハ、能ク申シマセヌ

○議長(片岡健吉君) 新井章吾君——河野廣中君

(河野廣中君演壇ニ登ル)

○河野廣中君(二百五番) 私モ此表ニ對シテノ修正説ヲ持ツテ居ルノデゴザ

リマス、私ノ表ニ修正ヲ加ヘタイト云フノハ、原案ニモ不同意デアリマスケレドモ、此原案ニ同意ヲ表シマスノデアリマス、ソレカラ郡ニ對シテハ、此原

案ニ同意ヲ表シマスノデアリマス、ソレカラ郡ニ對シテハ八十萬ト云フノ見込デ、此原案ハ出來得テ居ツタ權ガ殆ド減殺セラル、ト云フ結果ニナリマセウト考ヘマス、是ハ選舉權擴張ニハ大反對ノ結果ヲ生ジマスカラ、政府ハ一應意見ヲ申述ベマス、御承知ノ通、廣島ノ如キハ廣島市ト安藝郡ガ一選舉區ニナシテ二人ヲ出シテ居ルカラ、廣島區ハ其區ヲ代表シテ今ノ現今ノ制度デハ、二人出スノデス、安藝郡ト聯合シテ是ガ今度廣島縣ガ全縣ニ通ジマシテ、一選舉區ニナリマスルト、今マデ得テ居ツタ權ハ殆ド實際ニ

ハ施行サレヌト云フコトニナリマスレバ、此舊來區ト郡ハ合併シテ居ッテ、纔ニ一選舉トナシタノガ、今度全縣ヲ通ジマスレバ、殆ド是マデ得テ居ッタ代議士ヲ出ス權ハ消滅スルト云フ結果ヲ生ジヤウ、現ニ唯モ赤馬區(モウ宜シイ分ッタ分ッタ)ト呼フ者アリ)暫ク御聽キヲ願ヒタイ、赤馬區トカ、富山トカ云フノハ、全縣ニ跨リマシタラ、サウシテ連記投票ニナツタナラバ、到底出スコトガ出來マイト云フノハ、選舉權ノ區域ノ擴ガツタ上カラ、是ガ出マスカラ、是ハ選舉權擴張ノ主義ニハ反對ノ結果ヲ生ジマスカラ、諸君ノ御再考ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君、委員ノ修正說ニ贊成ノ御通告ガアリマスガ

○工藤行幹君(二百六十八番) モウ宜シウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 利光鶴松君

(利光鶴松君演壇ニ登ル)

○利光鶴松君(二百九十六番) 大分諸君モ御疲レノ處ニ、又私ガ說ヲ述ベマスルコトハ、誠ニ御氣ノ毒ニ感ジマスガ、私ハ此演壇ニ屢々立チマシタガ、何時モ討死ヲ致シテ居ルノデアリマス、今回モ亦同一轍ヲ履ムカ知リマセヌガ、ドウカ、暫ク御清聽ヲ願ヒマス、私ハ原案贊成デアリマス、ソレデ私ガ申上ゲルマデモナク、今日ハ唯ダ昔ノヤウニ農業立國論ヲ主張致シテ居ルノトキデハアルマイト思フノデアリマス、農業ハ私ガ講釋ヲ致スマデモアリマセヌ、諸君ガ御承知ノ通ニ、幾ラ農事ヲ改良シマシタ所ガ、一段ノ田地カラ十俵米ヲ穫ルコトハ出來ナイ、是ハ土地ヲ相手ノ商賣デアル、然ルニ商工業ハ、世界ヲ相手ニスルモノデアル、亞非利加ノ品ヲ買クテ、亞米利加ノ金ヲ得ルコトガ出來ル、印度ノ品物ヲ買クテ支那ノ金ヲ取ルコトモ出來マス、故ニ今日開國進取ノ國是ヲ執リマス時代ニハ、單ニ農業立國論ヲ主張シテ居ルコトハ出來マセヌ、固ヨリ農業ハ大切ナモノデアリマス、併ナガラ之ト同時ニ、大イニ商工業ノ發達モ亦一考シナケレバナルマイト考ヘマス、而シテ既ニ商工業ノ發達ニ心ヲ用ヒルト云フコトデゴザリマスレバ、即チ本案ノ如ク此選舉法改正ト云フニ當ツテモ、幾分カ其主義ヲ推及シテ之ヲ決定スルノ参考ニ供サナケレバナルマイト思フ、ソレデ此原案ニ依リマスルト、一見シマスレバ、非常ニ人間ガ多イヤウデゴザリマスルガ、比較フシテ見マスルト、僅ニ全議員ノ四分ノ一ノ增加デアリマス、此四分一ト云フ數ハ、決シテ不當ノモノデハナイ、特典デハナイト云フコトハ、金子農商務大臣ヨリ屢々申述べマシタ如クニ、チヨット市ヲ見マスルト、非常ナ特典ノ如クデアリマス、然レドモ此郡部ノ間ニ散在シテ居リマシテ、此郡ト云フモノニ壓倒サレテ居リマスル町ヲ加ヘ、而シテ此町——市ト云フモノニハ、多ク商工業者ガ住シテ居ルト云フ邊カラ考ヘテ見マスルト、全國ニ於テ四分ノ一ノ議員ヲ増スコトハ、外觀ハ特典ニ似テ、決シテ算盤ノ上カラ能ク觀察ヲスレバ特典デナイト云フコトハ明カデアリマス、私共ハ市ノ議員デアリマシテモ、決シテ市ノ特典ヲ請ヒマセヌ、唯公平ニヤッテ貰ヒタイト云フコトヲ訴ヘルノデアリマス、ソレデ昨日來ノ議場ノ有様ヲ見マスルト、此選舉法ト云フモノノ法律問題トシテ觀察セラレズシテ、政略問題トシテ觀察セラレテ居リマス、(ノーノー)ト呼フ者アリ)「ノーノー」(ノーノー)ト呼フ者アリマセヌ、今事實ヲ擧ゲマス、唯今私共ノ先輩トシテ尊敬致シテ居ル河野廣中君デアリマス、昨日何ト云フ御發議ガアリマシ

タカ、私ハ單記ガ宜シイト思フケレドモ、併ナガラ、藩閥政府ガアルカラシテ、是ヲ壞スニハ、ドウシテモ連記法デナケレバナラスト云フ言論ハ、瞭々トシテ速記録ニ遺ツテ居リマス、又私ノ無二ノ親友ナル菅原兄ハ矢張同一ノ言葉ヲ用ヒテ、連記ニモ弊害ガアルコトハ認メル——認メルケレドモ、今日ニ於テハ藩閥政府ガアルカラ、之ヲ打破スルニ於テハ、斯ノ如キコトハ一時ノ便宜トシテ、已ムヲ得ナイ譯デアルト云フコトハ明カニ明言セラレテ居ル、私ハ決シテ此兩先輩ノ言ヲ以テ惡ルイトハ言ヒマセヌ、藩閥政府ヲ打破スルコトハ、失禮ナガラ諸君ニハ一步モ私ハ後レヲ取ラヌ考デゴザイマスルガ、併ナガラ、此選舉法デヤリマシタ所ガ、ソレデ藩閥政府ガ破レナイノ破レルノト云フ、サウ云フ問題ニハ、關係ハ斷シテ持タヌト云フコトヲ立派ニ證據立テルコトガ、出來マスル、ソレデ此選記單記ニ於テ、政略問題ガ混ツタ如ク、矢張市ノ議員ヲ出スコトニシマシテモ、隨分私共ガ是マデ種々討議ヲシテ研究シマスル中ニ於テ、市ノ議員ヲ多クスルト云フト、ドウモ市カラハ曖昧ナ議員ガ出テ行カナイ、サウ云フコトヲ申シテ居リマス、「ノーノー」ト呼フ者アリ)併ナガラ、決シテサウデナイ、目ヲ開ケテ御覽ナサイ、地方ニハ曖昧ナ議員ガナイカ、又政府黨ノ議員ハナイカ、第一期以來最モ政府黨ノ隊長トシテ出テ來タ人ガアリマセウ、地方ニモ亦今日政府黨ノ議員デ、地方ヲ見マスト、隨分地方ニヨソ政府黨トシテ、私ハ吏黨トハ申シマセヌガ、政府黨トシテ隨分有力ナ人ガ澤山アルト云フコトハ明カデアリマセウ、又東京アタリニハ、一人デモ黨派ニ關係ノナイ議員ハ一人セナイ、鳩山和夫君デモ其他竹内君デモ、横濱市ニシテ居リマス、島田君ノ如キ、何レモ政黨ノ主領トシテ歷々タル御方、立派ナ議員ヲ出シテ居リマス、私ガ自分ノコトヲ云フトオカシイヤウデアリマスガ、私共人間ハ馬鹿デアリマス、併ナガラ、政黨ニ熱心シテ力ヲ盡スト云フコトハ、失禮ナガラ私共ハ自由黨ノ壯士トシテ小僧カラ鍛ヘ上ゲタ人間デアリマス、諸君ニ負ケマセヌ、決シテ斷言致シマス、既ニ今日ハ東京邊リデモ、選舉ヲ致シテ決シテ前ノヤウナコトハゴザイマセヌ、隨分前ニ市街地ニ於キマシテハ、ドウモ地方ノ人ハ黨派ニ偏シテ宜シクナイト云フヤウナコトモ隨分申シテ居ツタノデアリマス、ソレガタメニ私共實ハ非常ニ苦シニ居リマシタケレドモ、今日ニ於テハ、時運ノ進歩ト共ニ市街地ノ人、即チ商工業者モ大イニ其思想が進歩致シマシテ、私共ノヤウナ政黨ノ小僧力ラ成上ツタ者デモ、敢テ之ヲ度外視セズニ、矢張選出スルヤウナコトニナツタノハ、詰リ局面一變デゴザリマセウ、既ニ斯ノ如クナリマシタ以上ハ、決シテ市ノ議員ヲ多クシタカラト云フテ、曖昧ナ者ガ出ル、政府黨バカリ出ルト云フ御疑惑ハ少シク杞憂デハナイカ、目ヲ瞑シテ何モ見ズニ無鐵砲ニ御考ニナツテ居ルノデハアルマイカ、私ハ少シク此點ニ疑ガアリマス、而シテ單記連記ト云フコトガ、少シモ政黨ノ發達ニ害ガアルカナイカト云フ問題ニ關係ノナイコトハ、私ガ昨日諸君ニ御判断ヲ請ウテ置キマシタ、ソレト同シク市ノ議員ヲ餘計ニスル少ナクスルト云フコトハ、決シテ政黨ノ發達トカ或ハ曖昧ナ議員ガ出ルト云フコトハ、少シモ關係ガナインデゴザイマシテ、唯私ハ此選舉法ト云フ純粹ナル法律問題——公法ノ一デアル、此選舉法ヲ議スルニ方ツテ、之ヲ法律問題トシテ觀察セズ、此間ニ政略ヲ交ヘテ觀察スルト云フコトハ、私ハ誠ニ遺憾ト思フノデゴザイマス、併シ若シソレガ正當ノ理由ガアツテ諸君ノ御考ヘニナレヤウナ弊アリトスレバ、私ハ目ヲ瞑ツテ諸君ノ御説

ニ御同感ノ意ヲ表スルノデアル、併ナガラ、諸君ノ心配ガ杞憂デアツテ、決シテソシナコトハナイト云フコトハ、現在私ガ今申シタ通、又諸君ガ議員ノ名簿ヲ繕イテ、御調べニナタナラバ、ドウ云フ地方ニ政府黨ガ多イカ、一日ノ下ニ分ル、ソシナ御心配ハ今日ニ於テハ御杞憂デアラウ、又藩閥政府ヲ打破スルトカ、何トカ云フコトハ、議員ノ多イ少ナインデハナイ、第一期以来非政府黨ハ多イ、茲ニ竝ンデ居ル、御方モ恐ラクハ非政府黨デ、政府黨ハ少ナイン、自由黨ノ諸君モ非政府黨デアル、進歩黨ノ諸君モ非政府黨デアルマセウ、議員三分ノ二以上ハ非政府黨デアル、斯ノ如ク非政府黨ノ諸君ガ竝シテ居テ、藩閥政府ヲ倒スコトガ出来ナイト云フコトハ、何處ニ原因ガアルカ、政府黨ハ少ナイト云フ數ノ上カラ來テ居リマスガ、勘ノ上カラ倒スニハ譯ハナイ、ソレガ倒レズニ居ルノハ、何處ニ原因ガアルカ、是ハ少シ考ヘテ戴キタイ、現在非政府黨ノ人ガ多ク竝ンデ居リナガラ、之ヲ倒スコトガ出来ナイ原因ハ、何處ニアルカト云フコトヲ考ヘマシタナラバ、議員ノ頭バカリ餘計出スコトヲ考ヘル必要ハナイ、現在頭ハ非政府黨ガ餘計出テ居ル、併ナガラソレガ倒レナイト云フノハ、何カ此政府黨ノ多イ少ナイン、又非政府黨ノ多イ少ナイト云フ頭數ノ上カラ來ルモノデナクシテ、其他ニ何カ一ツノ原因ガアリハシマセヌカ、諸君ハ能ク御考ヲ願ヒタイ、此原因ニシテ諸君ガ之ヲ去ルコトガ出來マセヌケレバ、市カラ一人モ議員ヲ出サヌト云フコトニシマシテモ、ドンナ選舉法ニシマシテモ、決シテ諸君ノ大目的ヲ達スルコトハ出來マスマイ、私ハ諸君ノ前デ、斯ノ如ク不埒ナコトヲ申スハ不本意デゴザキマスガ、此選舉法ト云フモノハ、單純ナル法律問題デ政略ト云フコトヲ交ヘナイデ宜シイ、此政略ト云フコトヲ交ヘテ御判断ニナルト云フコトハ、私共誠ニ殘念デアリマス、ソレ故ニ唯一言此顛末ヲ申シマシテ願ハクハ此點ニ附イテ商工業者ノ代表者ヲ出シテヤルト云フコトカラシテ、公平ナル御判断ヲ仰ギタイ

○恆松隆慶君(百九番) 私ハ成ルベク贊成シタイト思ヒマスカラ、先づチヨット御尋ヲ致シマス、別表ハ政府案ノ通御贊成ト云フコトデアツタト思ヒマスガ、サウスルト、市モ郡モ島モ皆政府案ノ通デアリマスカ

○利光鶴松君(二百九十八番) イエ、市ニ附イテアリマス

○恆松隆慶君(百九番) 市ダケデアリマスカ

○利光鶴松君(二百九十九番) 左様

○議長(片岡健吉君) 河野廣中君ノ修正説ハ定規ノ贊成ヲ得テ居ルヤ否ヤ先刻確カマリマセナシダカラ之ヲ確メマス

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガナイト認メマス、ソレデハ修正説ニ附イテ採決ヲ致シマス、前川模造君ノ修正説ト委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、先づ前川模造君ノ修正説ヲ採決致シマス、前川模造君ハ「市ノ人口ハ八万ニ満タサルモ五万以上ハ一人ヲ採ル」

○前川模造君(二百番) サウ云フ譯デハナイ、五万以上ト云フノデ……

○議長(片岡健吉君) サウスルトスウ云フ譯ニナリマスカ、市ノ人口ハ八万ニ満タサルモ五万以上ハ一人ヲ採ル

○議長(片岡健吉君) 前川模造君ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數デアリマス、次ニ委員ノ修正説ニ附イテ採決致シマス、委員ノ修正説ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員ノ修正説ニ決シマス  
○恆松隆慶君(百九番) 此案ハ隨分重大ナ問題デ、餘程昨日來練立テマシタガ、併シモウ短期議會デ日ニチハ幾日モナイン、是ガ貴族院ヲ通過シナケレバ效ガナイデ、直ニドウカ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直ナドウカ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 朗讀ヲ省イテ議題ニ供シマス  
〔賛成、々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 舉手ヲ省イテ議題ニ致シマス  
○議長(片岡健吉君) 朗讀ヲ省イテ議題ニ供シマス  
○議長(片岡健吉君) 左様

ニチヨウト御諮詢申シテ置キマス、修正ノ結果自然ノ變ジタモノ、或ハ捨假名等ヲ改メルコトハ例ニ依リテ、議長ニ御任せ置キ下サレマセウカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナイモノト思ヒマス、本案ニ附イテモ御異議アリマスマイカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議カナケレバ確定スルコトニ致シマス、チヨウト此間ニ御報告スルコトガアリマス

〔寺田書記官朗讀〕

貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

市制中追加法律案  
貴族院ハ本院提出保安條例廢止法律案市制中東京市京都市大阪市ニ於ケル特例廢止法律案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒アリ

(拍手起ル)

○肥塚龍君(四十一番) 唯今ノ御報告デゴザイマスカ、唯今ノ報告ノ外ニ、貴族院デ明治二十一年法律第一號市制中左ノ通過加スト云フ、此追加案ヲ追加シタ告デゴザイマスガ、ソレヲ御報告ガゴザイマセナシダガ、ソレハドウ云フ譯デゴザイマス、追加案ガモウ一つナケレバナラヌ

○議長(片岡健吉君) 唯今ソレヲ朝讀致サセマス

〔肥塚龍君演壇ニ登ル〕

○肥塚龍君(四十一番) 私ハ一ノ茲ニ發議ヲ致シマスルガ、唯今貴族院カラ回付ニナリマシタ中ニ、市制中追加法律案ノ此本院カラ回シマシタ所ノ、誠ニ些細ナコトデゴザイマスケレドモ、修正ガゴザイマスカラ、其修正ヲバ

一應議長ニ朗讀ヲセシメラレルヤウニ請ヒマシテ、ソレカラシテ私ハ日程ノ變更ヲ請求致シマス

○議長(片岡健吉君) 唯今ソレヲ朝讀致サセマス

〔廣瀬書記官朗讀〕

東京市京都市大阪市ノ區ヲ廢置分合シ又ハ其境界ヲ變更スルコトアルトキモ亦同シ

(肥塚龍君演壇ニ登ル)

○肥塚龍君(四十一番) 私ハ此際日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、是ハ貴族院デ本院カラ回シマシタ所ノ市制中追加法律案ノ第四條ニ誠ニ些細ナコトデハゴザイマスルケレドモ、本院ノ決議ニ對シテ修正ガ参リマシタ、其修正ハ私共ハ實ニ御尤モナリトスル所デ、外ニ何ニモ差ハゴザイマセヌケレドモ、法律ノ法文トシテ書方ガ甚だ私共提出者ノ粗漏デゴザイマシタガ、書方ガ少シ粗漏デ、貴族院ノ修正、唯今御報告ニナリマシタ方ガ、能ク出來テ居リマスルデゴザイマスルカラ、ソレデ此貴族院ノ修正說ニ同意致シタト思フノデゴザイマスルカラ、日程ガゴザイマスカラシテ、ドウゾ政府ニ請求セラレテ日程ヲ變更セラレテ、誠ニ一分間カ二分間デ事ガ片附クコトデゴザイマスカラ、此追加法律案ダケヲバ直チニ片附ケテ仕舞ヒタイト思ヒマスカラ、日程變更ヲ請ヒマス

〔贊成ト呼フ者多シ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程變更ニ御異議ガナケレバ政府ニ同意ヲ求メマス  
○司法大臣(曾補荒助君) 議事ノ進行ヲ圖ルタメ政府ハ同意致シマス  
○議長(片岡健吉君) 政府ハ同意セラレマシタカラ、議事日程ハ變更致シマス

ス

○肥塚龍君(四十一番) 誠ニ短カウゴザイマスカラ、是カラ一言申上ゲテ置キマスガ、斯ウ云フ修正デゴザイマス、當院デ過日議決ニナリマシタ所ノ追加案ハ斯ウ云フノデゴザイマス、第四條ノ一市制ノ第四條ニ左ノ一項ヲ追加ス「東京市京都市大阪市ニ於ケル此廢置分合若シクハ境界變更ヲ要スルコトアルトキハ町村制第四條ヲ適用ス」ト云フノガ當院デ決議ニナリマシタ所ノ法文デゴザイマス、所ガ、市制ノ第四條ヲ見マスルト、斯ク書イテアル、トキハ町村制第四條ヲ適用ス」ト、第一項ニ町村制第四條ヲ適用ストアル以上ハ、是ガ第一項ニナルノデゴザイマスカラシテ、此區ノ廢置分合ノトキモ亦同シ「ト云フコトヲ書クベキノニ、同じ文字ヲ重ネテ、町村制第四條ヲ適用スルト云フノハ、如何ニモ法律文トシテマヅイ書方デアルト云フノデ「亦同シ」ト云フノニ修正ニナリマシタノデゴザイマスカラ、ドウゾ、當院ニ於テハ、貴族院ノ修正說ニ同意下サレテ、直チニ満場一致ヲ以テ通過セラレンコトヲ

○議長(片岡健吉君) 〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ修正說ニ御異議ガナケレバ、其通過シマス  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) チヨウト御諮詢スルコトガアリマス、唯今ヨリ商法ノ委員會ヲ開キタトイト云フコトデアリマスガ、許可ヲ與ヘテ宜シウゴザイマスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケバ、許可ヲ與フルコトニ致シマス、議事

第二民法施行法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

(糟谷義三君演壇ニ登ル)  
○議長(片岡健吉君) 糟谷義三君

〔糟谷義三君演壇ニ登ル〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケバ、許可ヲ與フルコトニ致シマス、議事

第三民法施行法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長)

〔糟谷義三君演壇ニ登ル〕

○糟谷義三君(四十九番) 私ハ委員長ニ代リマシテ、委員會ノ經過及其結果ヲ御報告ヲ申上ゲマス、極テ簡單ナル御報告デゴザイマス、即チ此民法施行法案ノ委員會ハ、先キノ民法中修正案ノ委員會ニ引續キテ、閉會致シマシタ末ニ、本案ハ全部一字一句ノ修正モ加ヘナイデ、政府案ノ通可決致シマシタ、ドウゾ此事ハ左様ニ御承知ヲ願ヒマス、尙ホ日程ノ此第三第四ニゴザリマスルコトモ、矢張是ハ同一委員ニ御付託ニナリマシタルコトデ、此御報告モ極テ簡單ナルモノデゴザイマスカラ、未ダ日程ニハ上リマセヌケレドモ、此所デ併テ申上ゲテ置キタイ

ト思ヒマス、即チ此第三第四此人事訴訟手續法案及ビ此訴訟事件ノ手續法案

此二法案共ニ又政府案ノ通、一瀉千里ノ勢ヲ以テ、通過ヲ致シマシテ、ゴザリマス、尙ホ終リニ少シク御注意マデニ申上ゲテ置キタイト思ヒマスノハ、此非訟事件ノ手續法案ニ於キマシテハ、大分ニ此商法中ノ簡條ガ引用シテゴザイマス、即チ此商法第何條々ト云フコトガ、澤山ニ此引用シテゴザリマスルガ、此商法ハ今本會ニ此政府ヨリ商法修正案ト云フモノガ提出ニナツテ居リマスノデ、ソレハ唯今御宣告ノ——議長カラ御宣告ガアリマシタル通、委員會ノ委員調査ニ付託セラレテゴザイマス、從ツテ此委員會ニ於キマシテ、其商法ノ簡條ト云フモノ、修正ガゴザリマスレバ、其自然ノ結果トシテ、爰ニ適用シテゴザイマスル所ノ商法ノ正條ト云フモノモ、又變ランケレバナラナイト思ヒマス、此コトダケハ念ノタメニ申上ゲテ置キマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御質問ガナケレバ、第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○恵松隆慶君(百九番) 餘程是ハ委員ノ代理カラ報告ガアシテ鄭重ニ審議シ

(「直チニ二讀會ヲ開クヘシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、第二讀會ヲ開クコトヲ希望致シマス

(「ノ——」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ直チニ第二讀會ヲ開クニ御異議ハゴザイマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニハ異議アリマス

(「異議カアリマス」又ハ「二讀會ヲ直チニ開クコトニハ異議アリマス」

ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニハ決シマシタガ、直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマス

(「直チニ二讀會ヲ開クコトニハ異議アリマス」

ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニハ決シマシタガ、直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマス

(「直チニ二讀會ヲ開クコトニハ異議アリマス」

ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニハ決シマシタガ、直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマス

(「直チニ二讀會ヲ開クコトニハ異議アリマス」

ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス直チニ第一讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「少數」又ハ「大少數」又ハ「多數」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 少シ御待チ下サイ算ヘマセヌト分リマセヌカラ

(「少數」又ハ「多數」ト呼フ者アリ)

(書記官起立者ノ數ヲ算フ)

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス直チニ第一讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「少數」又ハ「多數」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 原案ニ附イテ御異議ガナケレバ原案ノ通決定致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ原案ノ通り決シマス

## 民法施行法案

(「直チニ二讀會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フ動議ガアリマスカ

(「異議ナシ」又ハ「賛成」ト云フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス、御異議ガナケレバ確定ニ致シマス

## 民法施行法案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、此案ヲ確定ヲ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第三ニ移リマス

## 第三讀會

(「直チニ二讀會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クコトニ決ヲ採リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ開クヘシト呼フ者アリ)

(「直チニ二讀會」トウカ讀會省略テ決議アランコト

(「直チニ二讀會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開キ、讀會省略ニ御異議ガナケレバ讀會ヲ省略致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第四ニ移リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 人事訴訟手續法案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ全部確定シタモノト認メマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第四ニ移リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第四非訟事件手續法案(政府提出)

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

第一讀會ノ續(委員長)

## 確定議

(「直チニ二讀會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ確定ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定ニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 是モ讀會省略デ……

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開キ讀會ヲ省略致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ノ續(委員長)

## 確定議

(「直チニ二讀會」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ヲ確定ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案ハ確定セラレタモノト認メマス

○利光鶴松君(二百九十六番) 私ハ議事日程ノ變更ノ動議ヲ出シマス、是ハ競賣法案ト云フモノガゴザイマスガ、是ハドウ云フ組立デゴザリマスカ、議事日程ノ後ノ方ニ這入シテ居リマスガ、是ハ既ニ御決ニナツタモノト、非常ニ關聯シテ居リマスカラ、是モ一緒ニ貴族院ヘヤラナケレバオカシカラウト思フ、其間ニ豫算案ト云フ重大ナモノモゴザリマシテ、是ハ關聯シタ案が殘リマスカラ、チヨット此序ニ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ利光君ノ動議ノ通ニ議事日程ノ變更ヲ致シマス

〔異議ナシ〕〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) フレデハ議事日程ヲ變更致シテ議事日程ノ十四ヲ議題ニ供シマス

#### 第十四 競賣法案(政府提出)

##### 第一讀會ノ續(委員長)

(持田直君演壇ニ登ル)

○持田直君(二百八十二番) 競賣法案ニ對シマシテ、委員會ノ經過及結果ヲ御報道致ス譯デゴザイマス、此委員會ハ、五月三十一日ニ一回開キマシテ、ソレカラ六月一日ニ又一回開キ、六月二日ニ一回開キ、都合三回開會致シマシテ、漸ク決定ヲ致シマシタノデゴザイマス、ソレデ此法案ノ決定致シマスルマニアハ、種々委員諸君カラ質問モアリ、御議論モゴザイマシテ、到頭三箇所修正ヲ致スコトニ決定致シマシタ、ソレデ此修正ヲ致シマシタノハ、諸君ノ御手許ヘ參シテ居リマセウガ、何レモ第六條ニゴザリマスル、「其委任者カ特ニ定メタルトキ又ハ」斯ウ云フ字ヲ取シテ仕舞フ、ソレカラ第九條ノ「三日」トアルノヲ「五日」ト修正致シマシテ、ソレカラ「委任者ノ同意アルトキ又ハ」斯ウ云フ字ヲ取シテ、第十條中ノ但書ヲ取シテ仕舞ヒマシタ、ソレデ斯ノ如ク修正ヲ致シマシタノハ、ドウ云フ譯デアルカト申シマスレバ、詰リ此競賣法案ナルモノハ、任意競賣デアッテ、強制競賣デナイ、誠ニ結構ナ法務者ニ大ナル不幸ヲ被ランメルヤウナコトガアッテハ、相成ラヌト云メ債務者ニ大ナル不幸ヲ被ランメルヤウナコトガアッテハ、相成ラヌト云フノデ、詰リ三日ヲ五日ニ致シマシタ、第六條ノ修正第九條ノ修正第十條ノ修正、何レモ委任者ト云フ者ノ專斷ノ權ト云フモノヲ抑ヘルト云フ方法ニ致シマシタ、要スルニ、債務者ノ便利ヲ幾分カ圖シテヤラウ、斯ウ云フダケノレバ、委任者即チ債務者ト云フ方ノ傍ノ人ガ、其者ノ權力が過大ニ失スルタコトデ、斯ク修正ヲ致シタ次第デゴザイマス、十分御討議下スシテ御賛成アシントヲ希望致シマス

○恵松隆慶君(百九番) 政府ハ修正ニ同意ヲ致シマシタカ

○持田直君(二百八十二番) 政府ハヤウノコトデ之ニ同意爲シマシタ、最初ハ同意ヲ致シマセヌデシタガ、段々話ヲシテ漸ク同意ヲ致シマシタ

〔政府委員法制局長官法學博士梅謙次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(梅謙次郎君) 此三十六條ニ一箇所誤植ノアルノヲ見落シマシタ

〔船舶現在地〕トアルノヲ「現在地」ノ誤植デス、ドウカ左様ニ御心得ヲ願ヒマス所ノ相場アルモノニ附イテハ競賣ノ日ノ相場以上ノ代價ヲ以テ云々トアリマスガ、是ガ實際其場合ニ當シテサウ云フコトガ行レルモノニアリマセウカ否ナ、甚ダ疑ヲ抱イテ居ルノテゴザイマス、其理由ハ、假ニ一通ノ株券ガアルトスレバ、二十圓ナリ二十五圓ナリノ法定相場ガアル、然ルニ此法定相場ナルモノハ、即チ單數ノ株式ニ對スル法定相場デナクシテ、又公債デ申シマス云フコトガアラウト思ヒマス、然ルニ法定相場以上デ、之ヲ賣ルト云フコトニ付イテ、折角ノ競賣法ノ目的ヲ達スルコトガ出來スト云フ憂ガアラウト思フ、此場合ニハ、結局競賣スルコトモ任意ニモ賣レナイト思ヒマスガ、其邊ノコトニ附イテ何カ御考ヘガ立テ居ルナラ一應承リタ

(司法省參事官河村讓三郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(河村讓三郎君) 唯今ノ御質問ハ本案ノ第十二條ニ附イテノ御質問ト承リマス、デ、本條ニ依リマスルト、金銀物ニ附イテ、地金銀ノ相場以上ノ代價ニ競賣スルコトが出來ナイ、又ハ取引所ノ相場ノアルモノ、即チ株式等ニ附キマシテ相場以上ノ代價ヲ以テ競賣スルコトガ出來ナイ、サウ云フ場合ニハ、執達吏ハ其相場以上ノ代價ヲ以テ、任意ニ賣却スルコトガ出來ル、競賣ニ依ラズ、任意ニ賣却スルコトが出來ルト云フ規定デアル、ソレデ今ノ御質問ハ相場以上ノ代價ヲ以テ任意ニ賣ルト云フコトガ實際出來ヌコトガ多カラウ、其時ニハドウスル、競賣モ出來ズ、任意ニモ賣ルコトガ出來カラシテ、何カ之ヲ賣拂フ方法ガアリサウナモノダト云フ御質問ト承リマシタ、此多クノ場合ニ於テハ、相場ノアリマスモノハ、大抵其相場以上ニ賣却スルコトが出來ルダラウト考ヘマス、若シソレガ出來ヌト云フコトデアリマスレバ、任意競賣ノ方法ニ據リマセズ、裁判上ノ競賣方法ニ致スヨリ外ニ致シ方ハナイト思ヒマス、若シサモアリマセヌト云フト、執達吏ガ勝手ニ賣拂フ、即チ一定ノ相場ノアルモノニ、安ク賣ルコトガ出來ヤウト思フ、サウ云フ弊害ガアラウト思フテ、斯ウ云フ規程ヲ設ケマシタノデアリマス

○恵松隆慶君(百九番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望シマス

(定數ガアリマスカト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ニ二讀會ヲ開クニ附イテ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ノ聲起ル「直チニ二讀會ヲ開カレバアリマス

○議長(片岡健吉君) 读會省略ニ御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開カレバアリマス

〔異議ナシ〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 読會ヲ省略致シマス——委員長ノ修正通御異議ハアリ  
スママイカ

(「異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(片岡健吉君) 御異議ハナイト認メテ確定致シマス  
○恵松隆慶君(百九番) 是ヨリ此次ハ豫算問題デアリマスガ、ドウデゴザイ  
マセウ、豫算ハ大事ナモノデアリマスカラ、明後日ニ回ハサレマシテハ……  
〔今少シ〕「マダヤレル」ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) マダ一時間モアリマスシ、明日ハ、日曜デ休會ヲ致シ  
マスカラ、成ルベク議事ノ進行ヲ致シタイト思ヒマス——江原素六君

### 第五 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案

(江原素六君演壇ニ登ル)

○江原素六君(百五十四番) 諸君、明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案ニ  
附キマシテ、豫算委員ノ選舉ハ二十日ニゴザイマシタガ、委員長竝ニ理事ノ選  
舉ハ翌二十一日ニ行ヒマシテゴザイマス、委員長ニハ江原素六ガ當選ニナリ  
マシテ、理事ニハ北田君、大野君、改野君が當選ニナリマシテゴザイマス、ソレ  
ヨリ總會ヲ開キマシテ、丁寧ナル質問ヲ經マシテ、從來ノ如クニ一科、二科、三  
科、四科ノ分科ニ分チ、各分科ニ於キマシテ、ソレトド調査ヲ遂ゲマシテ、更ニ  
總會ノ上諸君ノ御手許ニ御配付申シタ通、修正可決致シタデゴザイマス、  
今其大體ヲ摘要申シマスレバ、各省共ニ多分ナ減額ハ出來マセヌデゴザイ  
マシタ、多クハ勅任參事官ノ俸給ヲ減ジマシタノト、其他内閣總理大臣ノ官  
舍ノ修繕費七千何ボヲ減ジ、ソレカラ大阪工業學校ノ新營費ニ附キマシテ、  
其項目ヲ削ヅタダケデゴザイマス、故ニ歲出總計一千三百七十八万八千百十七  
圓八十四錢九厘ト云フノヲ右ノ減額ヲ引キマスト、一千三百七十四万三千二  
百二十一圓八十六錢四厘ニナリマシテ、即チ減額ノ總數ハ四万四千八百九  
十五圓九十八錢五厘デゴザイマス、而シテ歲入ノ方ニ於キマシテ、官有地拂下  
ヲシテ、ソレガ歲入ニ組込ンデゴザイマシタ、五十九万三千五百四十五圓八十  
錢ハ委員會ニ於キマシテ、是ヲ削除致シマシテゴザイマス、故ニ歲入ニ於キ  
マシテハ、ソレダケ減額致シマシテゴザイマス、終リニ臨ンデ、御参考マデ  
ニ申上ゲテ置キマスノハ、此歲入ト歲出ト合セマスルト、歲出ノ方ガ非常ニ  
多イノデゴザイマス、即チ歲入ハ僅ニ三十一万四百八圓十九錢九厘デゴザ  
イマシテ、歲出ハ前ノ如ク三百何圓ト云フノデゴザイマスカラ、歲入ト歲  
出トハ勿論符合シテ居ラヌコトヲ御參考ノタメニ申シテ置キマス

(「加藤政之助君演壇ニ登ル」)

○加藤政之助君(二百八十一番) 質問ガアリマス、此場合本員ハ豫算ニ關係  
ガアリマスカラ、其事ニ附イテ、陸軍大臣若クハ陸軍ノ政府委員ニ質問ヲシタ  
イト言ヒマスノハ、陸軍省デハ大イニ軍備ヲ擴張致シテ、師團ヲ十三師團トシ  
テ増サレマシテゴザイマス、從ツテソレガタメニ、北海道ニモ一師團ヲ置クコ  
トニナリマシテゴザイマス、所デ、此寒地ト暖地ト自ラ兵士ノ供給ニハ異ナ  
ル所ガナケレバナルマイト思フノデゴザイマス、然ルニ陸軍省ニ於キマシテ  
ハ、此暖地ニ居リマスル所ノ兵士ニ供給スル所ノ被服ト、又寒地ニ居リマスル  
所ノ兵士ニ供給スル所ノ被服モ同一ノ経費ヲ取テ居ラレタヤウデアリマス、

ワレガ故ニ、此北海道ノ師團ニ召集サレタ所ノ兵士ハ、陸軍省カラ供給セラ  
レル所ノ衣服ヲ以テ寒ヲ凌グコトが出來ヌ、如何ニモ寒クテ堪ラナイト云フ  
ノデ、續々父兄ニ對シテ著物ノ供給ヲ求メタ所ガ、初ハ政府デ私服ヲ著ルコト  
ハ許サナイト云フコトデアッタ、ケレドモ、當局者ハ事情ヲ認メテ私服ヲ著ル  
コトヲ許シタト云フコトデアリマス、併ナガラ、今日此血稅ヲ國家ニ拂ツテ生  
命ヲ犠牲ニ供スル所ノ兵士ニ對シテ、自分ノ父兄カラ衣服ヲ仰ガナケレバ、  
寒ガ凌ゲナイ、即チ之ヲ凍ヤスト云フコトニ至ッテハ、甚ダ其當ヲ得ナイ所ノ  
處置ニアラウト思フ、而シテ是ノミナラズ、北海道ニ屯在スル所ノ兵士ガ行  
軍ヲシタトキ(簡短、々々)ト呼フ者アリ)簡單デハ分ラナイ、行軍ヲシタト  
キニ其靴足袋ガ木綿ノ靴足袋デアッタガ故ニ、靴足袋カラ寒サヲ徹シテ、足ガ  
靴ニ氷リ附イテ、仕舞ツタ、遂ニ足ヲ脱クコトが出來ナイト云フコトニナツテ、  
然シテ餘義ナク暖爐ニカケテ暖メテ、漸ク取シタ所ガ、肉ハ腐爛シテ靴足袋  
ト肉ガ一緒ニ取レタト云フコトデアル、此ノ如キコトハ、實ニ私ハ此血稅ヲ  
拂フ所ノ兵士ニ對シテ忍ビザルコトデアルト思ヒマス、斯ノ如キコトニ至ッテ  
ハ、當局者ハ、速ニ此供給法ヲ異ニシテ、即チ寒ニ堪ヘルダケノコトニシナケ  
レバナルマイト思ヒマス、決シテ輕イコトデハアリマセヌ、私ハ實ニ重大事件  
ト思フノデゴザイマスカラ、從ツテ政府委員ハ——政府委員デハナリ、當局者  
ニ對シテ、私ハ一私人ノ間デ此事ヲ質シタス様ノコトガアルガ、是ハ如何  
ナサル、此供給ノ途ハ改メナケレバナラスト申シタ所ガ、政府ニモソレく支  
出ノ途ガアツテ、其餘裕ガナリ、成ルベク綠上ゲテ明年度ニナツタラ、其途  
ヲ附ケタイト思フ、斯様ノ話ガアリマシタ、併ナガラ、當年ト雖モ、冬ハ來ル、  
此冬ハ斯様ノ有様ニ見殺シニスルコトハ吾々ノ國民ノ忍ブベカラザル話デア  
ルカラ、明年度ヲ待タズ、當年マデニ支給法ヲ改正シテ貰ヒタク、政府ハ果シ  
テ當年マデニ改正スル考案ガアルカ、若シ經費ガ足ラナイナラバ、斯様ナルモ  
ノハ、立派ニ要求シテ差支ナイト思ヒマスガ、如何ナル御考デアルカ、其事ヲ  
質問致シマス

(「政府委員陸軍省經理局長陸軍監督總監男爵野田鈴通君演壇ニ登ル」)

○政府委員(男爵野田鈴通君) 唯今ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマスガ、唯  
今加藤君ノ御尋ハ御尤ナル御尋デゴザイマシテ、實ハ北海道ハ御承知ノ如ク、  
從來屯田兵ノミヲ置イテアツテ、常備兵ハ一昨年始テ置カレマシタ、故ニ寒  
地被服ノ經驗ト云フモノガ未ダ十分分ナシタメニ、差向ノ所青森及金澤等ノ  
被服ノ制度ヲ比準トシテ支給ヲ致シマシタノデアリマス、然ルニ昨年ノ嚴寒  
ニ當リ、或ハ雪中行軍ノ實驗上ニ依テ見レバ、目下ノ給與制度デハ、如何ニモ  
防寒ガ不十分デアルト云フコト陸軍省ニ於テモ認メマシタ故ニ、此三十一年  
度ノ豫算ニハ、若干ノ被服増加ヲ組入レテアリマシタガ、是ハ不成立ノタ  
メ成立チマセヌデシタ故ニ、當冬季ハ先づ在庫品ノ中デ如何様トカ增加ノ途  
ヲ計シテ、一時支給シ置キ、三十二年度ノ豫算ニ於キマシテハ、十分調査ノ結  
果ヲ以テ、相當ノ被服ノ改良ヲ加フル方針デ居リマス  
○柏田盛文君(九十六番) 議長、文部大臣ハ出席ニナツテ居リマスカ  
○議長(片岡健吉君) 文部大臣ハ見エマセヌ  
○柏田盛文君(九十六番) 大臣ニ向ツテ質問ヲシタイコトガアリマスカラ、  
出席ヲ促ス譯ニ行キマセヌカ  
○議長(片岡健吉君) 他ニ御質問ガアリマセヌカ——金山君

(金山從革君演壇ニ登ル)

散後ニアツテハ、即チ解散ノ年度ニアツテハ、追加豫算ヲ絕對ニ許サヌト云ウ

○金山從革君(十五番) 私ハ今議題ニ登リマシタ追加豫算ニ對シテ絶對的反對ノ意見ヲ持テ居ル者デアリマス、ソレテ餘程少數ニモナリマシタシ、皆様モ御倦怠ノトキデアリマスカラ、最モ簡短ニ其要領ヲバ御話シ致サウト思ヒ

マスガ、第一、項ヲ分ケテ申シマスレバ、總豫算ノ本質ト云フ事、第二ハ政府豫算ノ鑑造、第三ニハ前年度豫算施行ノ年度ニ豫算追加ヲ出スハ、憲法ノ精神ヲ蹂躪スル、第四ニ於キマシテ今回ノ追加豫算ハ全然刪除スルモ、國運ノ伸張民福ノ發達ヲ害スルコトハナイト云フ四ツノ話デゴザイマスガ、總豫算ノ本質ニ至リマシテハ、財政ノ計畫ノ全體ヲ包含スペキモノデ、一國行政ノ基礎發達百般ノ治道ノ標準ト云フモノガ一見シテ、總豫算ノ上ニ現レル、斯クサヘナツテ居レバ總理大臣ガ別段事ミシク此處ニ立ツテ御演説ヲ爲サレヌ

デモ、施政ノ方針ト云フモノガ、總豫算ノ上ニ於テ明カナルベキ告テス、然ルニ追加豫算ガ「ドシく」多ク出マシテハ、一向之ガ分ラヌ、總豫算ト云フモノヲ止メテ、各省ノ事業ハ凡テ百般ノ事柄ニ於テ、單行ノ豫算トナツタ

方ガ宜カラウト思フ、若シ又單行ノ豫算ト云フモノニナツタ曉ニ、此豫算ト云フモノハ、錯綜紛亂シテ其局財政ハ紊亂ヲ致スト云フコトニナル、ソレ故ニ政府ハ總豫算ヲ發セラル、ハ、誠ニ其間ニ慎重ヲ加ヘテ、一目瞭然セラルベキ告テアル、然ルニ第一議會以來政府ノ所爲ニ附イテ親シク見マス

レバ、第一ニ豫算ト決算ト云フモノ、間ニ著シキ差ガアル、是ニ附イテハ詳シイ統計ヲ舉ゲテ御話スルコトモ出來マスガ、茲ニ關係ガアリマセヌカラ省キマス、剩餘金ノ多キ事、繰越金ノ多キコト、現ニ今出テ居ル追加豫算ノ多キコト、是ハ矢張關係ガアル故ニ、チヨット御話ヲ致シマスガ、二十四年度ニ於テ、第一期議會第二期議會ニ於テ四遍、二十五年度ニ於テ第三議會ト第四議會トニ於テ五遍、二十六年度ニ於テ第五議會ニ於テ一遍、第四議會ニ於テ三遍、都合四遍、二十七年度ニ於テ第六議會ニ四遍、第八議會ニ四遍、都合八遍、二十八年度ニ於テ、第八議會ニ一度、第九議會ニ於テ八遍、特ニ二十九年度ニ於テハ、第九議會ニ八回、之ヲ通シ二十回、三十一年度ニ至フテハ五度、此ノ如ク時々刻々豫算ガ多クナルト云フハ、實ニ總豫算ノ本質ト云フモノヲ見ルコトガ出來ヌ、實ニ紛雜シタ豫算ヲ見ナケレバナラヌコトニナツテ居ル、是ハ實ニ憲法ノ上ニ於テモ、追加豫算ト云フモノヲ出スコトニナツテ居ラヌ、一國ノ大臣タルモノハ、總豫算ヲ出スニ附イテ、年度ノ初ニ於テ、斯クニシノ事業ヲ經營スペキモノト云フコトヲ立派ニ定見ヲ立テラレルガ當然デアル、然ルニ今ノコトカラ見ルト、殆ド定見ガナキカノ如クニ見エル、是ハ甚ダ憲法ノ意思ニ悖タ譯デアル、固ヨリ憲法ハ追加豫算ヲ許サヌト云フコトハナイガ、ケレドモ、斯ノ如ク頻々トシテ輩出スルコトハ驚入ル次第アラウト思フ、ソレテ特ニデス、今度ノ如キ前年度ノ豫算キニ、議會ヲ是非解散セネバナラヌト云フ意思ヲ持タスルト云フコトヲ心配シナケレバナラナイ、憲法ハ大イニ心配スル所ガアツテ、解立ト云フコトヲ心配シナケレバナラナイ、憲法ハ大イニ心配スル所ガアツテ、即チ議會ヲ解散シタトキハ、前年度ノ豫算ニ依ランムルト云フコトハ、諸君モ親シク御承知ノコトデアル、是等ノ意思ヲ能ク繹ネテ見マスルナラバ、解

テモ宣シイ、餘程事局ノ形勢其他ニ於キマシテ、萬々據ロナイモノガアツテ始テ追加豫算ガ現ハルベキ告テアルノニ、今ノ解釋後ノ議會ニ、續々追加豫算ガ出ルト云フコトハ、甚ダ自分ハ驚キ入タ次第アルト思フノデアリマス、今回ノ追加豫算ニ附キマシテモ、全然國家ノ進運ヲ障害スルモノモ非常ニ多クナツテ居ル、且ツ豫算委員會ノ形勢ニ鑑ミテ見マスルト、千三百七十八万圓ト云フ額ニ對シマシテ其削減ヲセラレタノハ僅ニ四万四千幾ラト云フモノデ、其位ナ少減額デアルナラバ、寧口豫算委員會ヲ設ケナクテモ宣カラウト思フノデアル、御覽ナサイ、政府ハ先キニ豫算ヲ出サレタノミナラズ、昨日モ二箇出デ昨日モ出デ或ハ今日モ出テ居ルカモ知レナイ、明日モ出ルカモ知レナイ、是等ニ附イテモ、第九議會ノ時分デアリマシタカ、閉會ノ一兩日前ニ當リマシテ、續々追加豫算ガ出タト云フコトモ聞イテ居リマス、此豫算ト云フモノヲ止メテ、各省ノ事業ハ凡テ百般ノ事柄ニ於テ、單行ノ豫算トナツタ

コトニ附キマシテハ、豫算ガ出テカラ、十五日間ノ中ニ、之ヲ議スペキモノニシテ調査ガ出來マセウカ、或ハ私ノヤウニ全體否決論ヲ唱ヘルト、諸君ハアルト云フコトハ、議院法ニ立派ニ書イテアルノデ、即チ議院トシテハ十日ノ間ニサヘ、之ヲ議シ上ゲタナラバ、一向政府ニ對シテ差支ナイノデアル、然ルニ今回モ一兩日前ニ、ドシく追加豫算ノ出ルト云フコトハ、如何ニシテ調査ガ出來マセウカ、或ハ私ノヤウニ全體否決論ヲ唱ヘルト、諸君ハ解散ノ虞ガアルト云フ御心配ガアルカモ知レナイ、然レドモ斯ノ如キ場合ニ於テ、政府ハ其盡スペキコトヲ盡サナイ、其結果トシテ議院ガ盡スペキコトヲ盡サナイト云フコトハ、少シモ解釋ノ理由ニナルマイト思フ、故ニ私ハ全體ヲ否決シテ差支ナイト思フノデアル、ソレニシテモ、萬々一ニモ其中ノ多員會ニ付シテナリトモ、今一層丁寧ナル調査アランコトヲ私ハ希望スルノデアリマスガ、是等ニシテモ、今一層考ヘテ見レバ、決シテ差支アルマイト思フ、全部ヲ否決シテモ差支ナイト思フ、多少ノ不便ハアリマセウ、若シ然ラズシテ今ノヤウナ事柄ニシテ、少シモ諸君が頓著ナク、之ヲ容認セラル、ト云フコトニナツタ以上ハ、如何ナル結果ヲ招ギマセウカ、政府ハ解散ト云フコトノ少シモ心配ノナイコトニナル、政府タルモノガ議會ヲ解散スルトキハ、一國經營ノ上ニ如何ナル結果ヲ來スカト云フコトヲ、常ニ能ク御注意ニナルベキ告テアル、今ノ如ク議會ハ解散シテモ、豫算ハ前年度ノモノヲ以テ施スト云フコトニナリマシタ以上ハ、其款項ノ餘ダモノハ其儘残フテ居ル、サウシテ足ラヌモノハ、ドシく追加豫算ヲ以テ之ヲ注入シ得ルト云フコトガ出来ルナラバ、政府トシテ見ルト、寧口解散後ノ議會ヲ仕合セラ得ルト云フ結果ニナリ、政府ハ解散ノ結果ニ附イテ少シモ心配ノ要ラヌト云フコトニナル、若シ一朝餘程亂暴ナ人ガ朝ニ立ツタ晓ニハ、如何ナル結果ヲ招ギマセウカ、國是ノ如何ト云フコトヲ省ミズ、政府ノ勝手次第其人ノ都合次第デ、何時デモ解散シ得ルト云フ結果ヲ招ギマスノハ、甚ダ私ハ慨嘆ニ堪ヘヌノデアリマス、故ニドウゾ諸君モ其邊ヲ十分ニ御考慮ヲ願ヒマシテ、此全體否決ト云フコトニ御贊成アランコトヲ希望致シマス

○藻寄鐵五郎君(五十六番) 今全體ノ否決ノ御議論ハ私ハ少シ解シ惡タイ所ガアリマスカラ、チヨット御尋致シマスガ、此解散前ノ内閣ノ精神ヲ失フカラシテ、此追加豫算ヲ否決スルト云フヤウニ聽エマシタガ、解散前ノ三十一年度

ノ豫算ヲ立テタ政府ハ、今ノ政府ト變シテ居ルヤウニ考ヘマス、ソレデ金山君ハ此追加豫算其物ノ事業ニ對シテ、反對デ否決スルト云フナラバ、私モ議論ハアリマセヌケレドモ、併シ前ノ内閣——解散シタ内閣ガ立テタ所ノ總豫算ノ精神ヲ失フヤウニナルカラ、此追加豫算ノ否決ヲ唱ヘルト云フコトニナリマスト、精神ガ違シテ參リマスカラ、若シ追加豫算其物ニ就イテ事業等ガ反對デアルノデスカ、此二ツノ差別ガドチラノ方ニ附キマスカ、承リタイ〇金山從革君(十五番) 御答致シマス、私ノ申上ゲマスノハ、政府ハ如何ニ輶轉致サウトマ、ヨ、今日ノ政府ナルモノハ、即チ藩閥ノ政府トシテ本員ハ見テ居ル、解散後ノ議會ト云フコトニ至シテハ、假令前政府ト今ノ政府ト變シテ居シテモ、少シモ其間ニ異同ヲ認めタノデアリマス

○藻寄鐵五郎君(五十六番) サウ致シマヘ、詰リ前ノ内閣ノ作シタ所ノ三十一年度ノ豫算其總豫算ノ精神ヲ動カスヤウニナルカラ、此追加豫算ニ反對ハ、憲法ノ規定スル所ニ依シテ、豫算ハ前年度ニ依ラシムルノデアルカラ、アルト云フ御議論デスカ

○金山從革君(十五番) サウダヤアリマセヌ、總豫算ヲ動カスヤウニナルカラ、反對デアルト云フノデハアリマセヌ、大體ニ於テ解散後ノ議會ニアツテ、餘程民人ノ福利國家ノ進運ヲ甚シク害スルモノデナイ限ハ、是ニ反對スルト云フ意見デアリマス

○漢寄鐵五郎君(五十六番) モウ一應聽イテ置キマズガ、解散前ノ内閣ノ立テタモノデアルカラ、後ヲ承ケタ内閣ハ無論前ノ内閣ト凡テノ事業ノ精神ガ變ルデアラウト思ヒマスカラ、若シ追加豫算其物ノ性質ニ附イテ否決スルト云フ議論ナラバ贊成シタイケレドモ、何ダカ大變可笑シナ理由ガアルヤウニ聽マスカラ……

○金山從革君(十五番) 五十六番ニ申上ゲマス、此豫算ニ附キマシテ之ヲ否決シテ差支ナイト云フノデス——事業其物カラシテ差支ナイト云フノデス  
(柏田盛文君演壇ニ登ル)

○柏田盛文君(九十六番) 私ハ聊カ登壇シテ質問シタイト云フノハ、自ラ信ズル所隨分重モナルコト、考ヘマシタカラ、大臣ニ向シテ質問ヲ致シマス、ソレハ高等教育會議ノコトデアリマス、此高等教育會議ノ必要ナルコトハ、吾ミガ先年來主張シマシテ、實地ニ現レテ來タノデアリマスガ、併ナガラ吾ミガ希望スル所ノモノト今日行レテ居ルモノトハ、大イニ性質ヲバ異ニシテ居ルヤウデアリマスカラ、新大臣ニ向シテ其決心ヲ聽キタイト云フ積リデアリマス、今更申サナクテモ、此教育ノ事業ガ、外ノ行政ノ事トハ違ヒマシテ、唯眼前ノ仕事ヲバシテ行クト云フ事トハ大イニ違ハナケレバナラナイ、所謂效ヲ永遠ニ收ムル所ノモノデアリマスルカラ、人間ハ成ルベク變ラヌヤウニシナケレバナラナイト云フコトハ、御互ニ希望シテ居ル所ノモノデアッタノデアル、然ルニ通例ノ大臣ト一樣ニ更ハル——ドコロデハナクシテ、此農務省ト文部省ダケハ、殊ニ激シク更迭スルト云フコトハ、事實現レテ居ルノデゴザイマス、此頃ニ至シタ所ガ、益々其速度ヲバ早メマシテ、サウシテ一年ニモナラナイ中ニ、三人モ四人モ更ハルト云フヤウナ有様ニナツテ居ル、然ラバ、此高等教育會議ト云フモノガ、益々必要ナモノト私ハ考ヘテ居ルノデゴザリマスル、併ナガラ、唯今ノヤウナ高等教育會議デアッタナラ

バ、吾ミガ希望スル所ノモノニ少シモ副フコトハ出來ヌ、殆ド無用ノ長物ノ如クニ見ラル、ヤウナ有様ニナッテ居ルノハ、如何ニモ殘念至極ト心得ルノデゴザリマスル、此文部省ガソレニ長官タル所ノ大臣度ニ更ハル所カラシテ、色ミナ事ガ變ハルニ附イテハ、モウ既ニ文部省ト云フモノハ殆ド要ラナイモノデモアルト云フコトハ、教育社會ソレノ自身スラ今日ハ唱フルヤウナ有様ニナッテ居ルノハ、如何ニモ遺憾千萬デハゴザイマセヌカ、併ナガラ、此大臣ノ更ハルト云フコトハ、益々聯帶責任ト云フコトガ必要ニナッテ來レバ來ル程變ラヌヤウニ行クト云フコトハムヅカシコト、考ヘマス、唯外ノ大臣ト較ベテ尙ホ頻繁ニアルト云フコトハ如何ニモ遺憾千萬デハアルケレドモガ、變ハラヌヤウニト云フコトハ望ンデ出來ナイコトデアル以上ハ、此高等教育會議ト云フモノヲバ、吾ミガ最初ニ望ンダ通ノ性質ノモノニシテ、サウシテ、文部大臣ハ幾タビ更ハツテモ差支ナイコトニスルヨリ外ニ仕方ガナイコト、考ヘル、然ルニ先刻カラ申シマスル通、唯今ノ高等教育會議ノ組織ト權限ニ至ツテハ、如何ニモ不十分千萬ト考ヘテ居ルノデゴザリマスル、新聞ノ傳フル所ニ依リマスレバ、外山君ハ餘程此高等教育會議ト云フモノニ重キヲ措イテ、本當ニ是ヲバ尊重シテ十分始ニ吾ミガ希望シタ通ノヤウナモノニ爲スト云、フヤウナコトヲバ、チラホラ散見シテ居ルヤウデゴザリマスルガ、ソレニ附キマシテハ、外山君ハ此組織權限ト云フコトニ附キマシテ、如何様ニ改メルト云フ考ヲ持ツテ居ラル、デアリマスルカ、又或ハソレ等ノコトハ嘘デアッテ、權限組織ト云フコトニ附イテハ改良ハセナイ、ケレドモ、今通ニシテ置イテ成ルベク是ヲ尊重ニシテ重ナル所ノモノハ成ルベク是ニ諮詢シテ往クト云フヤウナ御考カ、ソレ等ノコトハ極ク實際必要ナコトデアラウト思フノデゴザイマスル、始ノ間ハ人氣ヲバ取ルガタメニ、必要ナモノハ成ルベク諮詢スルト云フコトデハアルケレドモ、段々人間が怠ルヤウニナルト、サウ云フヤウニ行カヌヤウニナッテ來ルノデアル、ソレデ是ハ明カニ其權限ト云フコトニ附イテ書イテ置カナケレバ當テニナラヌコトデアラウト思フノデゴザイマスル、先般——是ハ外山君ガ未ダ就職セラレナイ前ノコトデハアルケレドモ、師範學校令ヲバ、變ヘタコトガアル、師範學校令ノ中ノ箇條ヲバ——ソレハ地方ニ於テ非常ニ影響ヲ及ス所ノ箇條デアリマス、其勅令ハ直ニ増サナケレバナラナイ、或ハ倍以上モ増サナケレバナラヌト云フヤウナ處ガアルノデアリマス、ソレヲバ何年何月ヨリ直チニ行ヘト云フヤウナコト第急ニ補充スル云フコトヲバ企テルノハ必要デアルカ知レマセヌケレドモ、彼ノ通ノヤウナ勅令ヲバ直ニ發シタ日ニハ、縣ニ依ツテハ其人數ノ倍ホドノト考ヘテ居タニモ拘ラズ、サウ云フ大切ナモノデサヘ諮詢セナイト云フコトデアルケレドモ、ソレ等ノモノヲバ立テ、置クヤウナ吾ミノ希望デゴザイニヤッテ、縣デハ非常ニ困ツテ居ルコトガアル、ソレ等ノコトハ餘程利害關係ヲバ及ス所ノコトデアルカラ、高等教育會議ニハ勿論シナケレバナラヌモノト考ヘテ居タニモ拘ラズ、サウ云フ大切ナモノデサヘ諮詢セナイト云フコトデアルケレドモ、ソレ等ノモノヲバ立テ、置クヤウナ吾ミノ希望デゴザイニヤッテ、縣デハアリマスカラ、其尊重ト云フコトニ附キマシテハ、組織權限ト云フコトニ附イテマデモ變更スルカ、若シ變更スルナレバドウ云フ風ニ

シテ變更セラル、御希望デアリマスカ、ソレヲバ承リタイト云フコトデアリ

○議長(片岡健吉君) 文部大臣外山正一君

○文部大臣(外山正一君) 柏田君カラシテ高等教育會議ノコトニ付イテ御質

ニアリマシテ、餘程多年勤テ居リマシタ者デアリマス、柏田君ヨリモ餘程長

省ノスルコト、云フモノハ、從前ドノ位大臣ガ更リ次官ガ更ルタンビニ色ニ更シタカト云フコトハ、私ハ能ク認メテ居ルコトデアリマス、其教育部ニ於ケル所ノ事業ノ上ニ斯ノ如ク頻繁變化ノアルト云フコトハ、實ニ憂フベキコトデアルト云フコトモ、私ハ常ニ見テ居ルコトデアリマスル、ソレ故ニ豫テヨリ、ドウカ文部省ノ事業ノ如キハ成ルベク變ラヌヤウナ仕組デ以テ行フコトニナリタイト云フ希望ハ、常ニ持ツテ居シタコトナシニアリマス、ソレ

○工藤行幹君(一百六十八番) 議事日程ハ變更ニナツタンデスカ、豫算ヲ半  
分ニシテ改有論ノシレ、議事日程、變更シタノペルカ

○柏田盛文君(九十六番) 高等教育會議ノ一千圓ト云フモノガコヽニアリマ

○文部大臣(外山正一君) ヲレ故ニ吾輩ハ吾輩ノ出來ル限ハ、文部ノ事業ト

ト云フ覺悟デアルノデアリマス、ソレデ柏田君ガ唯今チヨット御引キニナツ

ト思ハレルヤウナコトヲ諮詢センカツタト云フコトヲ仰シヤツタデアリマス

ルが、其高等教育會議ニハ、吾輩モ如シテ居リマシテ、其當時ノ大臣ニ對シテ、如何ニ私共ガ抗議ヲ持出シタカト云フコトハ、或ハ御聞及ビデアルカナ

イカ知ラヌデスガ、若シ御聞及ビデナケレバ、吾輩ハ委員ノ一八トナツテ此ノ如キ事ハ将来期ナベキロトデアルト云フヤウナ意味ヲ以テ大臣ニ書附ヲ出

シタコトモアリマス、ソレカラ致シマシテ、是マデノ高等教育會議ト云フモ  
ハ、實業、効用、ニニ松ニハ、道分不滿已、然ミタレアツク思ヒタスリ

アリマス、或ハ大臣ノ意向ニ依テハ、大切ナルコトハ、皆此高等教育會議ニ付シテ云々、又吾輩ハ、即チハ、務ニ大切

ナルコトハ、掛ケル積リデアリマスケレドモ、吾輩モ亦是マデノ大臣ト同様

デモ文部ノ仕事ト云フモノハ、矢張吾等ノ希望スル如クニ、確乎變化ノ無イ

切ナル事、例へバ授業料ノ如キモ、一遍極メテ、ソレヲ又直キニアトカラ變

ヘルト云フヤウナエトノ起シタノハ  
吾輩ハ極ニ嘆息スル所テアル、一  
遍極メタナラバ、十分ノ覺悟ヲ以テ之ヲヤリ遂グナケレバ  
ナラヌノデアル、ソレ

ア、又直々後トカラ取消ストか延期スルトカ云フヤウナエトハ、諒ニ困ルエトアルト云フコトハ、吾輩モ知ツテ居ルノデアル、サウ云フコトノナイヤウニ、

ドウカシテヤリタイ、吾輩ハ文部省ヲ明日去フテモ教育社會カラ——十分天  
才吾輩ニ壽命ヲ賜シテ異ノ、ハ、十年ヤ二十年ハ教育社會ヲ去ラヌ貴リデア

カ吾輩ニ壽命ヲ假シテ吳レ、ハ、十年ヤ二十年ハ教育社會ヲ去ラヌ積リデア

○柏田盛文君(九十五番) チヨウト今ノ答辯ニ附イテ尙ホ申シマスガ、成ル  
程満足スル——満足ヲバ與ヘラル、ニアラウト思フ、併ナガラ、其組織權限  
等ニ附イテハ此處デドウスルト云フコトヲ明言スルコトガ出來ナイト云フ答  
辯デアリマスガ、ソレハ考デハアルケレドモ、未ダ此處デ答辯スル時機デナ  
イト云フコトデアリマスルカ、又組織權限ハ今マデノ通デアラテモ、成ルベク  
其モノヲ尊重シテ必要ナルコトヲハ諮詢スレバ宜シイ、所謂満足スルヤウナ  
風ニシテ行クト云フコトデゴザイマスカ、其點ヲバ明瞭ニ伺ヒタイ  
○文部大臣(外山正一君) 其邊ニ附イテハ、チャント確タル考ヲ持テ居ル  
ノデアリマスガ、其考ハ唯今此處デハ述べマセヌト、斯ウ云フコトデアリマ  
ス

○西川宇吉郎君(九十五番) 議長  
○議長(片岡健吉君) 九十五番、質問デアリマス  
○西川宇吉郎君(九十五番) 質問デアリマス  
(西川宇吉郎君演壇ニ登ル)  
○西川宇吉郎君(九十五番) 本員ハ此豫算案ノ委員會ノ決議ニ質問スル者ア  
アリマスガ、ソレニ附キマシテ、總理大臣ニ一應御尋ヲシテ置キタイト思フ  
コトガアリマス、然ルニ今日總理大臣ハ御出ハゴザイマセヌカ……ソレデハ  
ドナタデモ宜シウゴザイマスカラ、政府ヲ代表セラル、大臣ニ御答辯ヲ請フ  
積リデアリマス、少シタ私ハ變ナ質問ヲスルヤウデ、定テ諸君が御笑ニナル  
カモ知レマセヌガ、暫クドウカ御幸抱ヲ願ヒタウゴザイマス、此追加豫算ニ  
附キマシテハ、試ニ萬已ムヲ得ヌコトニ存ジマシテ、委員會ノ決議ニ賛同ス  
ルデハゴザイマスルガ、ソレニ附イテハ政府ノ大イニ將來ノ經濟上財政上ニ  
採ラル、所ニ附イテ、御注意ノアル所ヲ確カメテ置キタイト思フデス、ソレ  
ハ他デハゴザイマセヌガ、少シク餘談ノヤウデハアリマスルケレドモ、今日  
ノ此經濟社會ト申スモノハ、實ニ容易ナラヌトキニナクテ參リマシタノデゴ  
ザイマス、是ハ私ガ申サズトモ、諸君ノ御熟知ノコトデアリマスガ、ソレニ  
附キマシテハ經濟救濟策トカ、或ハ公債ヲ買上ゲルトカ、償還スルトカ、鐵  
道ヲ國有ニスルトカ、種々ナコトが出マスルデアリマスガ、是ニ附イテモ其  
思想ニ依シテ私共ハ贊同スル考デアリマス、然ルニソレ等ノコトモ無論救治  
策デアリマセウガ、其他ニモ大體此日本ノ官民一般——國民一般ガ大イニ此  
經濟思想ト云フモノヲ發達セシメネバナルマイト思フデス、ソレデ、此經濟  
思想ヲ發達スルニ付イテモ、先づ手近イ所カラ、政府ガ第一ニ此身代ノヤリ  
方經濟ノヤリ方ト云フモノヲ大イニ注意ヲシテヤラネバナルマイト思フデス  
申サバ、成ルベク上手ニ遣シテ貰ヒタイ、成ルベク錢ヲ活カシテ使カシテ貰  
ヒタイ、ト云フヤウナコト、ソレカラ固ヨリ今日政府ノ官吏ガナマケテスル  
トハ思ヒマセヌガ、併シ此際一層職務ニ勉勵ヲシテ貰ハナケレバナラヌ、一  
層儉約ヲシテ貰ハナケレバナラヌ、即チ此勤勉儉約ト云フ如キコトヲ大イニ  
政府ノ官吏當局者等ガヤラレテ、サウシテ其一般ノ幾分カ模範ニモナリ、人

民ノ膏血カラ出シタ所ノ此多額ノ經費ヲ費消スルニ附イテハ、其邊ノ意ガ最モ肝要ト思ヒマス、ソレデ政府ノ各省ナリ、凡テノ諸官廳ノ經費ヲ成ルベク餘サレルヤウニ使フテ貰ヒタイ、是ダケ豫算ガアルカラ是ダケハ使フテ宜

イト云フヤウナコトハシナナイデ、成ルベク是ヲ餘スヤウニ餘スヤウニト云フ方針ヲ採フテ貰ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 希望デスカ、希望ナラバ發議ヲ許シマセヌ

○西川字太郎君(九十五番) 質問デス、ソレデ勤勉ヲ大イニ是カラセラル、決心ガアルヤ否ヤト云フ決心ヲ伺ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 司法大臣曾禰荒助君

(司法大臣曾禰荒助君演壇ニ登ル)

○司法大臣(曾禰荒助君) 今ノ御問デゴザイマスカラ、チヨット此處デ申シマス、ソレハ誠ニ御互、サウナケレバナラヌコトデスカラ、無論ノ話ト思ヒマス

○大矢四郎兵衛君(五十一番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○大矢四郎兵衛君(五十一番) 質問デス、私ハ先頃豫算委員會ノ經過ヲ聽キマスルニ、豫算委員會ノ初ニ當リマシテ、豫算委員ノ中デ五名ノ方針委員トカ

云フモノガ極シタ云フコトヲ聽イテ居ル、シテ其トキハ、豫算ニ對シテハ、新事業ニ係ルモノハ成ルベク止メルトカ云フ方針デアタト云フコトヲ、私ハ

聽イテ居ル、サウシテ御調ニナッテ、今日ノ報告ノ結果ヲ見マスレバ、實ニ成ルベクト云フ字ガ何處へ行タカ分ラヌヤウニ思フノデス、デ、是ハ豫算委員ガ御調ノ上斯ウシナケレバ、政府ノ仕事が出來ナリ、實際上ニ差支ガアルト認メテ出來タ譯デアルカ、又ハサハナクシテ是ハ是ダケノモノハ無ケレバ、此年度内ヲ十分ニシ得ラレナイト云フ意見デアリマセウカ、其邊ヲ一應委員ノ方へ伺ヒタイ

○江原素六君(百五十四番) 政府ノタメヲ思シタノデハナク、委員會ニ於キマシテハ、丁寧緻密ニ調べマシタ所ガ、アノコトヲ可決致シマセヌケレバ、吾

吾人民部ノタメニ甚ダ不利益ト思ヒマシタカラ、專ラ人民ノ利益ヲ圖ツテ、委員會ハ可決シタモノアリマス

○恆松隆慶君(百九番) 一二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス  
(賛成々々ト呼フ者アリ)

○中村彌六君(二百二十一番) 議長

○議長(片岡健吉君) 中村君ハ質問デアリマスカ

○中村彌六君(二百二十一番) 簡單ニ質問ヲ農商務大臣ニ致シマス、此中ニ足尾ノ山ヘ木ヲ植付ケル五千何百圓ト云フ豫算ガゴザイマスガ、果シテ此追

加豫算ニ提起シテ御出シナルモノナラバ、餘程ノ重要ナル場所ト考ヘルノデアル、是ハ前年度ニ於キマシテ、第二豫備費カラ三万圓モ出シテ植付ケタ

ルヤウナル場所デアルカナイカト云フコトヲチヨウト簡単ニ承リタイ

○農商務大臣(金子堅太郎君) 此處カラ申シマス、此詳細ナコトハ、政府委員ニ答辯サセマスカラ、暫時御猶豫ヲ……

○政府委員(藤田四郎君) 唯今ノ中村君ノ御尋ヲ少シ聽キ損ヒマシタガ、モ

ウ一遍ドウカ御尋下サルヤウニ……  
○中村彌六君(二百二十一番) 此追加豫算ニ出テ居リマスル所ノ植樹費ガゴザイマスガ、之ヲ植樹スベキ場所柄ハ、昨年政府デ第二豫備費カラ出シマシテ植エタ場所モゴザイマスガ、是ト同様ナル場所デアルカドウカト云フコトヲ承リタイ

○政府委員(藤田四郎君) 御答シマスルガ、本年度ノ追加豫算ニ請求致シマ

シタルノハ、植樹デハゴザイマセヌ、專ラ手入レ、ソレカラ火防線ナドノ方ノ側ノ費用デゴザイマス、本年度ニ於キマシテ植付ケマスル所ノモノハ、昨年既ニ植付ケマシテゴザイマス、其植付ケマシタ所ハ、昨年既ニ秋ニ於

年ノ春既ニ植付ケマシテゴザイマス、其植付ケマシタ所ノ幾分カ枯レマシタモノトカ、尙ホ昨年當時ノ農商務大臣ノ命令セラレタル方針ニ依リマシテ、今年度ノ春ニ於キマレテ植付ケマスル所ノ町歩ト云フモノヲ併セテ此春植付ケマシタ、此豫算ニ出テ居リマスル所ノモノハ、單ニ手入レノ方ノ費用デアリマス

○中村彌六君(二百二十一番) 尚ホ序ナガラ承リマスデゴザイマスガ、防火線ト云フコトモ、昨年ト同様ナル場所デアルノデスカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答シマスルガ、ソレハ昨年出來マシタ所ト、ソレカラ尙ホ本年度ニ於テ新ニ植付ケマシタ所ト、併テ防火線ト云フモノモ出来マス、且ツ自ラ草ノ生ヘマシタノヲ手入ヲ致スト云フヤウナコトモアリマス

○中村彌六君(二百二十一番) 尚ホ序ナガラ承リマスデゴザイマスガ、防火線ト云フコトモ、昨年ト同様ナル場所デアルノデスカ

○政府委員(藤田四郎君) 御答シマスルガ、ソレハ昨年出來マシタ所ト、ソレカラ尙ホ本年度ニ於テ新ニ植付ケマシタ所ト、併テ防火線ト云フモノモ出来マス、且ツ自ラ草ノ生ヘマシタノヲ手入ヲ致スト云フヤウナコトモアリマス

○中村彌六君(二百二十一番) 斯ウ云フコトハ御聞キニナツタノデハナインデスカ、實際御踏査ニナラナクトモ——本員等ハ現ニ此足尾ノコトニ附キマシテ、多少此金額ノ多少ニハ依ラズシマシテ、第二豫備費カラモ支出スル位

シテ、ナコトデアルカラシテ非常ナル實ニ捨テ置キ難キ處ヘ其ヤウナ植樹ヲ施スノダラウト信ジテ、態々行クテ調査シタ所ガ豈圖ラン捨テ置イテ林ニナルガ如

クニナツテ、何ニモ必要モナシ處ヘ以テ行クテ七百町歩バカリ植エタノデス、殊ニ其一部分ノ如キハ、現在立派ニ生ヘテ居ル所ノ柏ノ林ヲ伐シテ、或爾部分ハソコノ後トヘ以テ來テ、杉ノ檜ノコシナモノヲ植エタ場所サヘ認メタ、

實ハ私ハソレ故ニ質問ヲ起ス、唯捨テ置イテ伸ビサヘ避ケテ置ケバ、立派ナ鬱蒼タルモノ、種ニナルベキ地デアル、更ニ鉛毒ガアルトカ、何トカ云フコト

ノ場所トハ、殆ド達シテ居ルノデアル、恰モ四ツ谷ノ火事ヘ持シテ行クテ本所ヘ唧筒ヲ引イテ行クヤウナル話ニナツテ居ルノデアル、驚イタノデアル、

斯ノ如キ話デアルガ、尙ホ當局大臣ハ配下ノ人ノ報告ニ依ツテ、ソレヲ信ジテ矢張足尾ノ砂モ崩レルカラ砂止ヲスルトカ鉛毒ガアルカラスウダト云フヤウナコトヲスルデ御信ジニナツテ居ルノデアルカ、サウ云フコトハ、ドノ

ウモ御聞及ビモナインデスカ、御覽ニナラナケレバ、責テハ御聞ニナツタ位

○中村彌六君(二百二十一番) 尚ホ御答致シマス、私ハ昨年中村君が該地方ニ行

カレテ、御覽ナス<sup>タト</sup>云フコトハ、噂ニ承リマシテゴザイマス、昨年ノ農商務省ノ大臣ガ命ゼラレタ方針ニ依リマシテ植付ケマシタ中ニハ、或ハサウ云

フノガアリマシタカ知リマセヌガ、今年植エマシタノハ、サウ云フ場所ハナ

イ積リデアリマス

○中村彌六君(二百二十一番) 尚ホ承リマス、私ガ昨年ト同一カト云フコトヲ御聽スルノハ、昨年大臣ガシタヤウナ、ア、云フ過チノコトヲ仕出カスト

仕方ガナイ、斯ウ云フ考カラ私ハ質問スルノデアル

○政府委員(藤田四郎君) 尚ホ御答致シマスガ、中村君ガ森林<sup>リ</sup>コトニ附イテ、御經驗ノアルコトモ承<sup>ツ</sup>テ居リマスルシ、又親ク自ラ御覽ナス<sup>タコト</sup>モ承リマシタ、又其當時御意見ノアツタコトモ承リマシテ、當局ノ林務ノ官吏ト云フモノハ、ソレ<sup>く</sup>ソレ等ノコト、云フモノヲ参考ニ致シテ、本年ニ於テハ植付ケタカト思フテ居リマス、併ナガラ、其事ハ前ノ大臣ノ時分デゴザイマシテ、詳シイ書類ハゴザイマセヌ、併ナガラ、ソレ等ノコトニ附イテ注意ヲスルト云フコトハアツタカト信ジマス

○中村彌六君(二百二十一番) ソレデハ、ドウカ今度ノ大臣ニナシタキニ、是ハ前ノ大臣ノトキダト云フコトヲ以テ責任ヲ前ニ塗リ附ケルト云フコトハ

ナイヤウニ願ヒマス

○政府委員(藤田四郎君) 尚ホ御答致シマス、サウ云フ意味デ申シタノデゴザイマセヌ、唯其時分ニ中村君ガ御覽ナス<sup>タ</sup>テ、サウ云フ御意見ガアツタ、ソレハ一ツノ議論デアルト云フノデ、當時ノ林務官ガ聽イテ居ル、其人モ茲ニ現ニ職ヲ奉ジテ居リマスカラ、ソレ等ノ者ガ學問上ノ議論トシテ一二ノコトニ附イテ顧ミテ色<sup>ム</sup>ト研究<sup>シ</sup>タト云フコトヲ聞キマシタト申シマシタ

○中村彌六君(二百二十一番) 極ク些<sup>ク</sup>タルコトデゴザイマスガ、昨年ノ足尾ノ植樹ノコトハ、山ヘ金ヲ捨テタト云フコトハ、諸君ガ御承知アランコトラ希望シマス

○工藤幹行君(二百六十八番) 私モ質問致シタウゴザイマス、極ク簡単デゴザイマス、此豫算委員デ修正シタ所ノ部分ノ多クハ、勅任參事官ノ俸報ヲ減シタ、是ハ政府ハ同意ヲスルヤ否ヤト云フコトヲ——政府ヲ代表シタル大臣カラ同意ヲスルカ否ヤノ唯御意向ヲ聽キタイ

(遞信大臣文學博士男爵末松謙澄君演壇ニ登ル)

○遞信大臣(男爵末松謙澄君) 一言唯今ノ質問ニ對シテ御答致シマス、此勅任參事官ノコトニ附キマシテハ、隨分各省ニ於キマシテ、段々法律問題其

他ノタメニ其人ヲ要スルト云フヤウナル必要ハアリマスルノデアリマス、故ニ固ヨリ要求致シタル譯デアリマス、ソレデ若シ諸君ニ於テ之ヲ復活ガ出來ルト云フコトデアリマスレバ、無論ソレヲ希望致シマス、サリナガラ、大體ニ於テ此豫算ニ諸君ガ色<sup>ム</sup>御贊成モ下サレマシタコトデモアリマスシ、右一項ノタメニ、強テ不同意ヲ申ス程ノ緊急ナ必要モ感シマセヌノデアリマスカ

ラ、強テ之ニ對シテ復活ヲ求メル譯デハゴザイマセヌ、工藤行幹君(二百六十八番) サウスルト、此議場ヲ通過スレバ、政府ハ承諾スルデスナ

○遞信大臣(男爵末松謙澄君) 左様

○降旗元太郎君(二番) 議長、議長

○議長(片岡健吉君) 私ハ贊成ノ意見ヲ述べタ

リマスカラ……

○工藤行幹君(二百六十八番) 私モ大體ノ修正說ヲ出シテアリマスガ、此豫算ハ此修正案ニ附イテハ、一讀會二讀會ト法律ノヤウニハナクシテ、大體ノ修正デスカラ、其修正說ヲ述ベサセテ、最後ニ決ヲ採ルモノト思フテ居リマスガ、一ツ一ツノコトニ附イテ採決ニナリマスカ

○議長(片岡健吉君) 今採決シヤウト思フノハ、金山從革君カラ、此豫算ハ議スベカラズト云フ動議が出マシテ、ソレニ贊成ガアリマスカラ採決シマス

○工藤行幹君(二百六十八番) ソレハ贊成ガアツテ成立<sup>シ</sup>テ居リマセウガ、他ニマダ修正ノ意見ガアリマス、是ハ御承知ノ如ク、此議場<sup>リ</sup>テ論ジ盡シテ、然ル後廢棄ニナルカ、修正ニナルカ、又原案ニナルカト云フコトヲ極メルコト思フノデゴザイマス、然ルニ廢棄說ガアレバ他ノ修正說ハ茲ニ議論ヲサセズシテ、一ツ一ツニ附イテ、決ヲ採<sup>テ</sup>行クノハ、先例ト少シク違ヒガアルヤウニ思ヒマスカラ、是ハ讀會ノアルモノデハアリマセヌカラ、十分ニ修正說ナリ、原案ナリニ附イテ、意見ヲ定メテ然ル後チ採決スベキモノト思ヒマス、

○議長(片岡健吉君) 斯ウ云フ風ニシテ貴ロタイ

○議長(片岡健吉君) 工藤君——金山從革君ヨリ此豫算案ハ議スベカラズト云フ動議ガアリマスカラ、是ニ附イテ採決シナケレバナラヌト思フ

○降旗元太郎君(二番) 意見ヲ述ベサセマセヌカ

○工藤行幹君(二百六十八番) 金山君ノ御說モ亦修正意見モ述ベテ、段々議事ヲ進メテ最後ニ採決スルモノト思ヒマスガ、サウ云フコトニ……

○工藤行幹君(二百六十八番) 金山從革君ノ動議ニ附イテ採決シマス

○工藤行幹君(二百六十八番) 是ハ一讀會二讀會ガアレバ格別、一讀會二讀會ハ豫算ニ附テハナイ、故ニ此金山從革君ノコトニ附イテ、先づ以テ決ヲ採<sup>テ</sup>テ過半數ニナルカナラヌカ知ラヌケレドモ、若シ不幸ニシテ過半數ニナレバ、

他ハ皆意見ヲ述ベルコトガ出來ナイ、金山君ヨリ廢棄ノ說が出マシテモ、亦金山君ガ外ノ修正說ニ移<sup>シ</sup>テ來ルカモ知レナイ、故ニ免ニ角ニモ議事ヲ進メテ

最後ニ至<sup>シ</sup>テ、採決スルノガ正當ト思フ

○大竹貫一君(二百二十三番) 私ノ考モ矢張工藤君ノ說ト同様デス、金山君ノ說ハ議スベカラズト云フノデ、一種ノ否決說デアル、豫算ニ附イテハ、讀會ト云フコトハナイ、是ハ皆サンノ御承知ノコトデアリマス、ソレ故ニ先づ決スルノガ順序デアラウト思フ、即チ此場合ニ於テハ、工藤君ノ修正說ヲ論

ゼシムルノガ相當ト思ヒマス、ソレデ、此議員ノ人數ハ成規ノ數ヲ保<sup>テ</sup>居リマスカラ、ドウデスカラ、御調ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 成規ノ人數ハアリマス

○大竹貫一君(二百二十三番) 何名アリマスカ

○議長(片岡健吉君) 百名以上ハ確カニアリマス  
 ○木暮武太夫君(百六十八番) 唯今ノ議長ノ御陳述ハ宜イト思フ、金山君ノ  
 ハ全體ニ附イテノ廢棄説デアル、是ガ成立ヲ仕舞ヘバ、外ニ修正スル必要ハ  
 ナイ故ニ之ヲ先キニ決ヲ採ッテ、而シテ是ガ潰レバ、他ノ修正ニ附イテ議事  
 フ……  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 唯今ノコトヲ廢案説ト云フガ、豫算ニ附イテ  
 ハ、廢棄説ト云フコトハナイ筈テゴザイマス、(「アルアル」ト呼フ者アリ) 不  
 成立ニナルコトハアルモノデアル、故ニ豫算ニ廢棄説ト云フモノハアルマイ  
 ト思フ  
 (「アルアル」又「ナイナイ」ト呼フ者アリ)  
 ○議長(片岡健吉君) 工藤君ノ動議ニ附イテ之ヲ議場ニ諮リマス  
 ○河野廣中君(一百五番) 工藤君ニ御聽キニナクタカラ、宜カラウト思フ、初  
 メカラ廢棄スヘシト云フ議論デアルト……  
 ○議長(片岡健吉君) 金山從革君ノ動議ハ此豫算全體ヲ否決シヤウト云フ動  
 議デアリマスカラ、是ヲ先決問題トシテ採決シナケレバナラズ思ヒマス  
 ○金山從革君(十五番) 議長ハ本員ノ説ヲ以テ議スベカラズト云フコト、否  
 決ト云フコト、同一ノヤウニ思ハレルヤウデアリマスガ、ソレハ御間違ヒダ  
 ラウト思フ、否決ト云フノハ此豫算ヲ全部否決スルト云フノデアリマスカラ、  
 其間ニ少シ區別ヲ立て、貰ヒタイ  
 ○議長(片岡健吉君) 是ハ議スベカラズト云フコト、思フ  
 ○金山從革君(十五番) ソレハ違フ  
 ○議長(片岡健吉君) ソレハ否決スルト云フノデアリマスカ、議スベカラ  
 ズト云フノデスカ  
 ○金山從革君(十五番) ソレハ書面デ出シテ置キマシタ、否決ト書イテアリ  
 ○議長(片岡健吉君) 議スベカラズデハナイ、否決デアリマスカラ、是ハ反  
 対論ト認メル、是ナラ工藤君ノ言ハレル通デアリマス——ソレデハ甲號豫算  
 案ノ歲出經常部デ、外務省ノ所管ヲ議題ト致シマス——全部ヲ議題ト致シマ  
 ス  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 私ハ少シ議長ニ御伺ヒヨシテ其上登壇ヲスル  
 積リデアリマス、私ノ修正ハ大修正デゴザイマス、故ニ修正ノ箇所々々ヲ讀メ  
 バ、大變アリマスカラ、其理由ヲ述ベマスト一時間半モ掛ラウト思ヒマスガ、  
 然ルニ時間ハ纏テ迫リマスカラ、時間ノ來タ、メニ、私ノ演説ヲ半分ニシテ止  
 繼イテ御ヤリニナリマスカ如何デゴザイマスカ、ソコヲ一ツ伺テ……  
 ○議長(片岡健吉君) 一時間位デ濟ムナラバ……  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 二時間位ハ掛ラウト思ヒマス  
 ○議長(片岡健吉君) 二時間デモヤリマセウ、諸君ニ御諮詢リヲ致シマスガ  
 時間が來マシテモ、少シク時間ヲ延バシマス、工藤行幹君  
 (工藤行幹君演壇ニ登ル)  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 甚ダ遅クナリマシテ、諸君等ニ御氣ノ毒デゴ  
 ザリマスガ、是非ヤレイト云フコトデゴザリマスカラ、長クトモ宜シト云

フコトデゴザリマスカラ、一應ヤリマスガ、ドウゾ諸君等モ暫ク御忍ビ下  
 サレテ、ドウゾ御聽取ヲ願ヒマス、私ハ全體此豫算ニ對シテハ、議會解散後  
 ノ臨時議會デゴザリマスニ附イテ、慎重ヲ加ヘテヤリタイト云フ考ヲ持テ  
 居ルノデゴザイマスルガ、ナカニ、此議會(數ガアリマスカ、足リマスカ)  
 ト呼フ者アリ) 此議會ハ容易ニ輕々付スベカラザルモノデ、諸君ト共ニ十  
 分練テヤリタイト云フ考ヲ持テ居ルノデゴザリマス、故ニ今モ成ルタケ時  
 間ガ迫シテカラ、其ヤウナコトヲ言フテハ、或ハ諸君ガ御空腹ニモナルデア  
 ラウシ、御困リト思ヒマスガ、是非ヤレト云フコトデゴザイマスカラヤリマ  
 スガ、元來此豫算ト云フモノニ附イテハ、先ヅ以テ歲入ノコトカラ言ハナケ  
 レバナリマセヌ、此今度ノ追加豫算ト云フモノハ、先刻金山君ノ説ノ如ク  
 (「定數ガアリマスカ」ト呼フ者アリ)  
 ○議長(片岡健吉君) 丁度百人アリマス  
 (「モウコチラモ三四人減リマシタ」ト呼フ者アリ)  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 大體解散後ノ議會デゴザリマシテ、前年度ノ  
 豫算執行ノ場合ニ斯ク追加豫算ヲ澤山出スト云フコトハ、誠ニ政府ハ不都合  
 ナコトデアルト思ヒマス、是ハ誠ニ先刻金山君ガ述ベラレタヤウナ次第デア  
 リマス、諸君、此豫算不成立ノ場合ニ、前年度ノ豫算ニ依ルト云フコトハ、  
 先キニ恐レナガラ、天皇陛下ハ此議會ニ當議會デハゴザリマセヌガ、議會  
 開會ノ砌ニ於テ詔勅ヲ以テ、賜タコトデゴザイマス、偕テ前年度ノ豫算  
 ニ依ルト云フ譯ナラバ、前年度ノ豫算ニ依シテ、ヨク天變地妖ト云フ  
 ヤウナモノデナケレバ、此出サレヌト云フコトガ當リ前ノコトデアル、然  
 ルニ此豫算ニ出シテアルモノハ、如何ナルモノデアルカト云フコトカラ、  
 先づ言ハナケレバナラズ、殊ニモウ一ツ此歲入ト云フモノハ、普通ノトキノ  
 歲入デゴザリマスルト云フト、多クハ此前ニ使フ金ガアルニ依シテ、其金ヲ  
 歲入トシテ、サウシテ、此支出ノ方ヲヤルト云フコトデゴザリマスルケレド  
 モ、此度ノ歲入ト云フモノハナイ、僅ニ九十万圓ヨリナイト云フノニ、又減  
 ジテ是ガ五十万圓ヨリナクナシマツタノデアル、其處ヘ持シテ來テ、千  
 七百三十何万ト云フノガ、政府ノ要求高デゴザリマス、サウスレバ、後トノ  
 千幾万ト云フモノハ、何處カラ持シテ來ルカト言フテ見ルト、償金ノ中カラ  
 即チ戰ニ勝シテ、支那カラ償金ノ中カラ使フト云フノデアル  
 (大竹貫一君「定數ガナイヤウデス」ト呼フ)  
 ○議長(片岡健吉君) 定數ガナイヤウデス「ト呼フ」

(寺田書記官朗讀)

第一 明治三十一年度歲入歲出總豫算追加案  
 第二 明治三十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加案  
 第三 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スルモノ  
 ○工藤行幹君(二百六十八番) 明治二十九法律第六號償金特別會計  
 法中改正法律案(政府提出)

第五 償金特別會計資金一時繕替支辨ニ關 スル法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第六 鐵道公債事業公債及北海道鐵道公債 (外國ニ於テ募集スル場合ニ關スル 法律案(政府提出)	岡山縣下郡廢置法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第七 明治三十一年勅令第二十一號(政府提出 貴族院送付)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第八 印紙稅法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第九 不動產登記法案(政府提出 族院送付)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十 裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル法 律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十三 罹災救助基金法案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十五 航海獎勵法中改正法律案(政府提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)
第十七 登錄稅法中改正法律案(政府提出)	第一讀會	第一讀會
第十八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會	第一讀會
第十九 國籍法案(政府提出 族院送付)	第一讀會	第一讀會
第二十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會	第一讀會
第二十一 船舶法案(政府提出 族院送付)	第一讀會	第一讀會
第二十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會	第一讀會
第二十三 船員法案(政府提出 族院送付)	第一讀會	第一讀會
第二十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉	第一讀會	第一讀會
第二十五 千葉縣茨城縣境界變更法律案(木村格之輔 君外七名提出)	第一讀會	第一讀會
第二十六 秩祿整理公債法案(深山聰君外 十七名提出)	第一讀會ノ續(委員長) (報告)	第一讀會
第二十七 國有土地森林原野官民有區別處分法律案(中 村彌六君外八名提出)	第一讀會	第一讀會
第二十八 牛馬疫豫防ノ爲、郡獸醫設置ニ關スル建議 案(中林廣太郎君外四名提出)	第一讀會	第一讀會
第二十九 明治三十年法律第五十號中追加法律案(深 山聰君外九名提出)	第一讀會	第一讀會
第三十 配當祿處分法案(小室重弘君外三名提出)	第一讀會	第一讀會
第三十一 廣島縣下郡界變更法律案(井上角五郎君外 三名提出)	第一讀會	第一讀會
第三十二 移民保護法中改正法律案(麥田宰三郎君外 二名提出)	第一讀會	第一讀會
第三十三 經濟社會救治ニ關スル建議案(片岡直溫君 外五名提出)	第一讀會	第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ニテ散會致シマス  
午後五時三十九分散會

第三十四 國民教育授業料全廢ノ建議案(根本正君外  
九名提出)

## 衆議院議事速記録附錄(五月二十五日官報號外) 正誤

第六條六行每紙ノ下ニ「ノ綴目又ハ綴目」ノ七字ヲ脱ス、第七條末行綴目ノ下「又ハ綴目」ノ四字ハ衍第  
十條中適用ハ施行ノ誤第五十一條末行シノ下ニ「テ」ノ字ヲ脱ス、第七十六條三行禁治產ノ下「又ハ準禁  
治產」ノ六字ハ衍第九十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ脱ス  
第九十三條相續財產ノ管理人カ民法第千五百七條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ同法第千五  
十八條ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス  
第五百三十八條乃至ノ十八條ヲ脱ス  
第五百三十九條ハ第四十條ノ誤、第四十一條ハ第五十條ノ誤、同條中乃至ノ下ニ「第千五百三十六條及ヒ  
第五百三十九條ハ第四十條ノ誤、第四十一條ハ第五十條ノ誤、同條中乃至ノ下ニ「第千五百三十六條及ヒ

## 衆議院議事速記録附錄(五月二十七日官報號外) 正誤

第六條六行「當然」ノ二字ハ衍